

平成 15 年 9 月 定例会（第 267 回）
9 月 30 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

1 [憲法の平和原則について](#)

2 [大滝ダムについて四点](#)

① [地元住民の安全対策](#)

② [国の責任問題](#)

③ [情報の全面公開と、第三者による検討](#)

④ [ダムの供用開始のおくれは、県営水道の水供給にどのような影響が出てくるか](#)

3 [世界遺産の保存と京奈和自動車道大和北ルートについて](#)

4 [新障害者計画について](#)

5 [雇用と地域経済を守る問題で三点](#)

① [長時間労働、サービス残業をなくす取り組みの問題](#)

② [若者の雇用問題](#)

③ [自治体独自の経済・雇用対策](#)

6 [中小企業の高度化資金について](#)

7 [高校再編について](#)

平成15年 9月 定例会（第267回）

平成十五年

第二百六十七回定例奈良県議会会議録 第四号

九月

平成十五年九月三十日（火曜日）午後一時四分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十七名）

一番 浅川清仁	二番 上村庄三郎
三番 菅野泰功	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 井岡正徳	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 鍵田忠兵衛
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 大保親治
三四番 国中憲治	三五番 秋本登志嗣
三六番 小泉米造	三七番 飯田 正
三八番 米田忠則	三九番 松井正剛
四〇番 出口武男	四一番 新谷紘一
四二番 小林 喬	四三番 服部恵竜
四四番 山下 力	四五番 山本保幸
四六番 中村 昭	四七番 梶川虔二
四八番 川口正志	

欠席議員（一名）

三三番 上田順一

議事日程

一、当局に対する一般質問

○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後六時まで延長します。

○議長（米田忠則） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、四番奥山博康議員に発言を許します。――四番奥山博康議員。（拍手）

◆四番（奥山博康） （登壇）議長のお許しを得ましたので、四番奥山が、改選後初めての一般質問をさせていただきます。

私は、質問に入る前に、ジャイアンツファンでございます。しかし、この不況の中、阪神タイガースの九月の優勝、かなり関西にも景気が戻ってきているかなと思っております。この中で、議員諸氏の中では何人の応援団がおられるかもしれませんが、私は関西の復興、そして飛躍を願って、阪神タイガース、日本一になればなと思っておる次第でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。実は、景気の話をしていました。その中で冒頭にタイガースの話をしたのは、ことしのタイガースがなぜ強い、星野監督のリーダーシップがよかったのかな、こうして景気が上向くこともリーダーシップに求められている、リーダーに求められていることだろうと思っております。柿本知事のリーダーシップにおいて、ここまで奈良県政も参ってまいりました。きょうの質問の中では、知事がいろんな施策をされている中のアピールをもっとしてほしいということも兼ねて入れております。ますますのリーダーシップを発揮されんことを願っている者の一人でございます。

私は商工関係について、一つ目の質問をさせていただきたいと思います。議員になって初めての商工関係の質問でございます。バブル崩壊後十五年ほどたちましたけれども、一向に景気はよくなりません。私の知り合いのところへ行っても、「どう、商売の方は」、「あきません」と。「もうかりますか」。大体「まあまあ」という答えは、いいときがそうだったんです。関西の商売人は、いいときは「まあまあ、ぼちぼち」。このごろは全くその言葉も聞けないぐらい、不況の波がずっと来ているのも事実でございます。マスコミでも、大型倒産がどんどん出ているのも事実でございます。ことしになって、あるしにせの繊維商社が倒産いたしました。

私の住んでいる香芝市も、靴下業で非常に盛んに栄えたまちであります。もちろん隣の広陵町もです。その方々とお話ししている中で、まず大丈夫だと思っておった企業が、今まさに倒産をしている現実をしっかりと見据えなければならないと私は思っております。その関連会社の方々からも、いろんなお話やら相談を受けます。どうにかしてしっかりとこの会社を守っていききたい、何かいい方法はないでしょうかと。私は議員でございます。

金融屋でも何でもございませぬ。私はその方に、奈良県はこういうような制度を設けてますよ、こういう支援体制もあるはずですよ、こういう相談窓口もあるはずですよ、議会で委員会で聞いております、ぜひ訪ねてくださいと私が申しましたら、当然その方も長年、地域の商工会などに入っておられますけれども、県、国がいろんな施策を講じていることについて、すぐにその制度を利用できない、知らないという現実がございませぬ。あつてはならないことです、倒産、手形不渡りをもらうことについては。ただ、企業を存続するためにはリスクを負わなければならないということは、皆さんも周知の事実だろうと思います。

昨日知事から、「やまと元気企業」と。私は聞いている中で、うん、何かと、見ましたら、なら産業活性化プラザ、このパンフレットに「やまと元気企業」の創業、経営革新を力強くサポートしています」。この中に、「“困った？どうしよう”から“そうか！わかった”へ」と。このパンフレット一つにしても非常にいいものができている。ただ、地域で、県内で活動されている中小企業の皆様の中でも知らないことが、知られてないことが非常に多いというのも事実でございませぬ。先ほど、いいものを、これだけのものをつくっているのに、なぜ末端まで、中小企業の皆様方まで完全に行き届いてないのか。これだって非常に印刷費もかかっていると思います。いい企画もしておられます。これについて私は非常に疑問に思ったわけでございませぬ。私は、国、県がいろんな施策、支援の制度をされているのをこれから県としてどのように周知していくのか、また、中小企業の皆様方が素早く相談し、そして対応できるのかという体制整備が非常に大事だろうと考えるわけでございませぬ。

そこで一問目といたしましては、中小企業への支援について、大きな意味で市町村合併とは別に、いろんな商工会、商工会議所の制度の見直しも含めて、私は、このいいものを中小企業の皆様方まで周知できる施策はないか、お考えはどうなのかということをお尋ねしたいと思ひます。

二番目、道路問題でございませぬ。

まず、知事は「なら・半日交通圏道路網構想」というものを打ち出されて久しいものがあります。昨日までの代表質問、一般質問でも、多くの議員の方々が奈良県の道路整備についてお尋ねになり、ただされました。私は一歩一歩進んでいると思ひますし、奈良県のこれからの発展、また、企業が奈良県に立地してもいいなと思ひるのは、まず道路網整備だと確信はしております。

私は今回、道路網の中で特に、桜井から香芝まで延長二十二・一キロメートルの中和幹線についてお尋ね申し上げたいと思ひます。私は、中和幹線については桜井から香芝まで、今、私の家から桜井まで行くのにやっぱり四十分ぐらいの時間を見ております。中和幹線が全線供用になれば、私は多分二十分では十分に行ける距離だと信じております。これができれば、東西の経済の流通、また人材の交流、いろんなもので非常に利便性があると確信しておりますけれども、現実には桜井から中和幹線を利用すると、途中いろいろ、言葉は悪いですが、歯抜けの状態に実はなっております。私は改めてここでお尋ねいたし

ます。中和幹線の整備について、本当に県の土木としてどのようなお考えでこの中和幹線に取り組んでおられるのかをお尋ね申し上げます。また、中和幹線の推進の意義についても、何回も聞いておりますけれども、改めてお尋ね申し上げたいと思います。

私が初めて県議会に出させていただいてから、中和幹線の促進について、事あるごとに質問をいたしております。（「南和も頼むで」と呼ぶ者あり）もちろん南和も大事なことですけれども、（笑声）時間の加減できょうは中和幹線に集中させていただきたいと思いますが、委員会、議会で、全線供用が、側道も含め平成二十二年に供用開始を目途として推進しているということを答弁として聞いております。今この平成二十二年の全線供用についての見通しはいかがなものであるかということをお尋ね申し上げたいと思います。

中和幹線に関して三つ目、一番私が、そして香芝の人たちが頭の痛い問題がございます。中和幹線はご存じのように桜井から香芝ですけれども、奈良県の工区、そして市の工区、桜井市、橿原市、高田市、そして香芝市と、町は広陵町、これは全線もう供用開始しております。進捗状況はいろいろございますけれども、見るたびに進んでいるのを私は見て、これについては各市、そして県当局のご努力に敬意を表したいなと、かように思っておりますけれども、香芝の一番西の一六五号線、西名阪柏原インターチェンジまで行く部分があります。この部分は国の国土交通省の直轄でございます。これが二車線の道路でございますけれども、中和幹線の国土交通省の場所から山ろく線が合流し、一六五号線が当然入り、中和幹線が合流しということで、八車線が合流しております。八車線が合流して二車線で西へそのまま行く。だれでもわかることですね。必ずパンクして大停滞を起こしております。この中和幹線の供用開始がよかったなあ、中和幹線が開通してよかったなあと言われるのは、この国土交通省の、国の部分がどのようなことになるかということにかかっておるのも間違いございません。改めてきょうお尋ねいたします。国道一六五号の国土交通省管理区間の部分について、見通し及び県としてどのような対策を講じられるのか、お伺い申し上げます。

続きまして、教育問題に入りたいと思います。

この議会でも本当に、県立高校の再編に向けて議員からいろんな意見を述べられております。また質問されております。私は、やっぱり奈良県議会議員の皆様方は、将来の奈良県のこと、国のことを思い、教育って大事だなという思いから質問されているということをお認識しておりますけれども、私は、今進んでいる県立高校再編に向けては、いろんな意見がございますけれども、粛々と進めていただきたいというのが本音でございます。きょうは、私は教育関係について二点お尋ねいたします。

これはもちろん県立高校再編の中身にあるんですけれども、中高一貫教育についてまずお尋ねしたいと思います。

奈良県で中高一貫教育をされているのは十津川高校、そして十津川村内にある四中学との連携型の中高一貫ということは、私がここで改めて申し上げるまでもないですけれども、皆さんご存じでしょう。私は昔から、十津川の十津川高校と村内にある中学校は、ああ中

高一貫と変わらないなど、ずっと認識しております。しかし、受験戦争、そしていろんな子どもたちへの環境の悪化から、今、行きたい高校へ、そして特色のある高校、いろんな意味での再編を考えている中で、十津川高校、そして村内の中学校の連携だけで、中高一貫教育の見本になるんでしょうかということを私はお尋ねしたいんです。私は、山間部、平地という言い方はしてはいけないと思っております。しかし、中高一貫教育の今求められているものは非常に多いというのも事実でございます。それだったら県立高校再編の中でも、ぜひとも中北部も含めた中で中高一貫高校を考えるべきだと思いますけれども、今後の平野部における実施計画、考え方を教育長にお尋ねしたいと思います。

続きまして、国際高校をどのように進めようと考えておられるのかということでお尋ねしたいと思います。

県立高校再編の中でも、特色のある、子どもたちが行きたいなど、魅力あるところを探している中で、私は国際高校ということについては非常に評価をしているわけでございます。奈良県におきましては 添上高校の体育、高円高校の芸術、また近年では広陵高校のスポーツも、やはりすばらしい成績もおさめられ、それなりの実績も積んでこられたのも事実でございます。その中で、県立高校再編の中で、今度は国際感覚を養うということで国際高校というのを二校求められておりますけれども、私は、この中身がどうなっているのかということ非常に心配しておるものでございます。国際高校という名前を標榜するのであれば、少なくとも校長は国際感覚にすぐれた、少なくとも日常会話ぐらいは英語でしゃべれる校長先生を持ってくるべきだろうと思いますし、現場の先生方も、我々が習っておった文法だけじゃなしに、少なくとも日常会話の、まあ当然英語の先生だったらできるというふうには思いますけれども、ネイティブな会話ができるような先生をぜひとも配置することが国際高校の特色ある高校づくりに寄与するんだだろうと確信しておりますけれども、所見をお尋ねしたいと思います。

三つ目に、これは跡地利用について、要望だけさせていただきたいと思います。

私のホームページのメールに、いろんなところから、日本全国からご意見をいただきます。奈良県議会でも、県立高校の跡地利用についてどのように考えるかというような意見が、質問がたびたび出ます。これも今後大きな奈良県の、私は、教育委員会だけの問題ではなしに、これは奈良県の問題だと認識しております。その中で、そのホームページの中で私にメールが来て、非常に印象が残ったことがあります。当然、再編するんですから統合いたします。二つが一つになれば一つの高校はどのように使うのかというのは、当然そういう疑問が出てきます。私も、どうするのかなあと考えておりました。

そのメールの一つだけご紹介したいと思います。この方は岡山県の方で、今奈良県に住んでおられるらしいですけれども、その人の出身高校も統合されて、その方の高校はなくなった方ですね、というメールの書き方でございます。五年ぶりに帰りましたら、その話が持ち上がり、ことし帰ったら、もう統合してしまうと。ああ、私の卒業した高校がなくなるんやなと私は一瞬思いましたけれども、統合することは仕方がない。しかし、その方

の意見でございます。自分が卒業した学校の門一つ、瓦一つ、屋根一つがあることが、私は望むんですよ。奈良県も県立高校再編でいろんな意見を新聞紙上で見ておりますけれども、ぜひとも、なくなる高校の卒業生の気持ちは、私はこういう気持ちで、何か少しでも形が残るような利用もしていただきたいですよということが言われておりました。

これは一人の意見ですが、これからいろんな論議がされると思います。非常にいい場所にある高校もたくさんございます。当然奈良県の財産として、また教育関係、今まで使ってきたのでという意見もいろいろ交差しながら、また有効利用はしていただきたいんですけれども、多くの卒業生の思いもこの方の一つのメールの中に入っているかもしれませんので、ぜひとも多くの方々からご意見を聞きながら有効利用をしていただきたいということを要望しておきます。

続きまして、香芝市域への警察署の設置についてです。事あるごとに私はお尋ねしておりますけれども、この春の予算議会のときに予算をつけていただきました。去年の二・五倍もの予算をつけていただいた、百五十万でしたけれども。(笑声)でも私は、本当にこの財政が苦しい中、よくぞつけてくださったと思っておったんですけれども、今ついた限りには、この予算の執行についてどのようにされているかというのが疑問に残るのは当たり前でございます。当時この二・五倍もの予算についての説明は、今年度データ収集、そして調査を委託するという予定であるということを答弁でいただいていると思います。委託がもうできたのかどうか。そして、その委託内容と調査エリアや調査項目について、わかる範囲で説明をいただきたいと、かように思うわけでございます。

申しわけございません。私、原稿なしなもので、四番まで行ったんですけど、道路整備について香芝太子線で質問するのを忘れておりましたので、最後につけ加えておきます。(笑声)

県道香芝太子線、春、六月議会で香芝選出の吉川議員も少しお尋ねになりましたので、これは簡単に触れておきたいと思っておりますけれども、非常に危険だし、そしてまた、利用される方も多いというのも事実でございます。その後、この香芝から太子町に抜ける香芝太子線についての進捗状況及び今後の整備を伺いたいと思っております。

これで私の一回目の質問を終わりたいと思っておりますけれども、答弁をはっきり求めます。そして、答弁によれば自席で再質問も辞さないという強い決心で臨んでおりますので、(笑声)理事者の明快なる答弁を期待いたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(米田忠則) 池田理事。

◎理事[兼商工労働部長](池田好紀) (登壇)四番奥山議員の質問にお答えいたします。

私に対しましては、商工会、商工会議所を活用して、県等のさまざまな施策を中小企業者の方々に素早く対処できるような体制整備が必要であるのではないかというご質問でございます。

議員お述べのとおり、施策の周知に当たりましては、地域に身近な相談、情報の拠点として、商工会とか商工会議所の活用が最も重要であることは当然のことでございます。県

内の商工会は、その大半が職員が三ないし五人の小規模なものが多くございます。県としては、平成十四年六月に、限られた支援人員と財政資源を有効かつ効果的に再編し、地域ごとのきめ細かい相談窓口から、より広い圏域で実施する高度で専門的な支援機能までバランスよく経営支援機能の強化を図るということを基本的な方向としまして、「商工会・商工会議所の広域的实施体制に係るマスタープラン」を策定いたしました。

この具体化のために、商工会連合会におきましては新たに商工会改革推進委員会を設置いたし、早期の実現化に向けまして今取り組んでいるところでございます。平成十五年度におきましては、指導能力の向上を図ることから、長期の研修の実施とか人事交流の実施に伴います環境整備などを進め、指導体制の充実を図っているところであります。また、個々の事業者への施策の周知につきましては、一つは計画的な巡回指導の強化、広報誌やファクスを利用した情報提供、ホームページやメールマガジンの開設等を活用して、個々の事業者リアルタイムで適切な情報を提供できるよう整備を進めているところであります。今後とも地域の事業者のさまざまな相談にこたえるため、商工会、商工会議所の支援機能の強化や中小企業支援センターその他の公的支援機関との連携強化を図るなどいたしまして、中小企業者の経営をきめ細かく効果的に支援し、種々の制度のPRをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米田忠則） 南土木部長。

◎土木部長（南哲行） （登壇）四番奥山議員の質問にお答えいたします。

私に対しましては、まず、中和幹線の整備について三点いただいております。

一点目でございますが、中和幹線の取り組み姿勢、それから推進の意義についていただいております。中和幹線でございますけれども、桜井市から橿原市、それから大和高田市、広陵町、それから香芝市まで四市一町を結ぶ延長二十二・一キロメートルの都市計画道路でございます。その意義につきましては、「なら・半日交通圏道路網構想」におきまして、幹線道路ネットワークの東西軸の骨格を形成する道路として位置づけておるところでございます。具体的なことを申し上げますと、中和地域から京奈和自動車道への重要なアクセス道路、それから、奈良中和拠点都市間を連携強化いたしますための幹線道路ということでございます。そういった重要な道路でございますから、地域高規格道路として現在進めておるところでございます。

続きまして二点目といたしまして、側道供用も含めまして平成二十二年に全線供用開始するという目途と聞いているけれども、その見通しはどうかということでございます。中和幹線の整備につきましては、現在、県、市が事業主体となって進めております。本年九月時点での進捗状況でございますけれども、供用済みの総延長につきましては約十三・一キロメートル、全体の約六割でございます。それから事業中の総延長につきましては、約七・二キロメートルということで約三割となっております。残ります香芝市域の直轄国道一六五号との重複区間でございます約一・七キロメートルが未着手となっているところで

ございます。ことしに入ってからでございますが、香芝市施行の高山台工区、それから桜井市施行の東新堂工区がそれぞれ暫定供用も含めまして開通したところでございまして、工事の進捗は全体として効果が感じられるというところまで進んできたというふうに考えておるところでございます。

事業中の工区でございますけれども、県施行区間の当面の予定といたしましては、橿原市と大和高田市にまたがります中曽司工区、それから大和高田市の松塚工区につきましては、平成十七年度の供用を目途に今、事業の推進を図っているところでございます。また、用地買収が難航しております桜井市域と香芝市域の区間につきましては、今年度も、土地収用法を適用するなどいたしまして、用地買収に鋭意取り組んでいるところでございます。その他の事業に着手している工区も含めまして、今後とも用地取得、それから工事を鋭意進めまして、一部二車線での暫定供用も含めまして、平成二十二年までの概成を目指すようにしたいというふうに考えています。当面でございますが、後期実施計画に示されております平成十七年度末におきます供用済み延長約七割を目標にいたしまして、関係している市とともに整備促進に努めることにしております。

次に、中和幹線の三点目でございますが、県、市の工区が進んでいるけれども、香芝市内の直轄区間でまだ着手されていないけれども、その見通し、それから対策をどう考えているのかということでございます。議員にご指摘いただいています、国道一六五号との接続部であります穴虫交差点以西の区間につきましては、現在国土交通省がルート構造のあり方について引き続き調査しておるというふうに聞いております。県といたしましても、この区間の整備の必要性につきましては十分認識しておりまして、従前から国土交通省に対しまして整備を要望してきております。こういった中で、当該区間の周辺地域におきましては、平成十六年度末に南阪奈道路が完成、供用する予定であります。また、近傍にあります県道香芝太子線の整備に向けた取り組みも継続して、県としてはやっているところでございます。県といたしましては、この二路線をはじめといたします周辺の道路が供用することによりまして交通状況の変化などを、当該区間についての必要なデータを取りまとめまして、国土交通省に対しまして一層の調査促進、早期の整備着手が図られますように強力に働きかけていくということでございます。

続きまして、県道香芝太子線の進捗状況及び今後の整備の見通しということでございます。

県道香芝太子線でございますが、香芝市穴虫と大阪府太子町を結びます、県内延長が一キロの府県間道路ということであります。このうち大阪府側につきましては整備済みでございますが、奈良県側につきまして未整備の区間が残っているということでございます。現在、奈良県域の延長約一キロメートルのうち、国道一六五号に接します延長約二百三十メートルの区間は完成させたところでございます。残る未整備区間に係ります用地買収状況でございますが、約九二％が取得済みでございます。懸案となっておりました民有地の境界が、先ごろ確定いたしました。そのことから、できるだけ早く未買収地の買収に努め

るようにいたします。また、工事でございますけれども、地元関係者との調整を進めておりまして、この調整を行って、できるだけ早期に工事にも着手して未整備区間の解消に努めたいということでございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）四番奥山議員のご質問にお答えをいたします。

私には、県立高校再編にかかわりまして、中高一貫教育と、国際高校についてのお尋ねでございます。

中高一貫教育につきましては、平成十三年度より、十津川高校及び十津川村の四つの中学校が連携をする形で実施をしております。具体的には、中学校、高等学校の教員が相互に出向くことによるティームティーチング方式の授業、また、部活動の合同練習や文化鑑賞会、地域学習発表会、生徒会行事等の共同開催による中学生と高校生の交流、ふるさと学、吉野熊野学など、十津川地域の自然や文化をフィールドとした、六年間を通した学習、こうした学習活動を支えるための中・高の教員の合同研修などを実施しておりまして、六年間を見通した指導計画のもと、中・高互いの教育内容の改善・充実や生徒の諸活動の活性化、地域の自然や文化を大切にすることの育成などに効果を上げていていると考えております。

このように、十津川におきます中高一貫教育は、限られた地域の中で、地域の特性を生かして、教育の質的向上と活性化を目指すことが大きな目標の一つでございまして、その成果が徐々にあらわれてきておりますが、平たん部における中高一貫教育につきましては、将来構想審議会答申でも指摘されておりますように、周辺の公立中学校に及ぼす影響や、公立学校における学校選択の低年齢化などさまざまな課題が考えられます。また、子どもたちの発達段階を考えれば、小中一貫教育の有効性にも注目をしているところでございまして、現在小・中・高等学校教育の体系の中で、そうした制度の持つ長所や短所につきましてさらに研究を深めながら、よいところは生かし、教育の充実に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、国際高校についてでございますが、英語をはじめ外国語によるコミュニケーション能力の育成や異文化に対する理解のみならず、我が国や本県の歴史文化への理解と、それを世界へ情報発信できる力量を育成することなど、本県の特質を生かした国際高校づくりが再編計画策定委員会の報告に示されております。こうした学校づくりを推進するために、ALT、いわゆる外国語指導助手でございますが、ALTを活用した少人数編成の語学指導やLL等の機器を用いたリスニング演習、実用英語検定へのチャレンジ、海外姉妹校との交流、留学生の交換など、これまで国際専門学科が培ってまいりました取り組みをより充実発展させることや、斑鳩、飛鳥など学校の立地を生かしながら、我が国や本県の歴史文化につきまして一層深める学習内容など、国際人として必要な資質の育成を目指しまして、各学校においてワーキンググループを中心に、現在具体的に検討しているところでございます。

また、こうした学校づくりをさらに充実させるためには、議員ご指摘のことも大切なことと考えております。そのため、英語担当教員の海外派遣や、英語教育指導者講座を実施しているほか、ALTによります研修会にも積極的に参加をさせ、言語活用能力や国際理解など、教員の資質の向上を図っております。また、今年度から五カ年計画で、コミュニケーション能力を重視した英語の授業の充実を図るために、中学校、高等学校のすべての英語科教員を対象に、八日間でございますが、実践研修を実施しております。今後は、それらの教員やALTを核にいたしまして校内研修を充実させるなど、国際高校の名にふさわしい学校づくりを目指していきたいと考えております。そして、生徒たちには、そうした校風の中で、本県の持つ歴史や文化を世界に発信していく積極的な態度と、そのために必要な能力を身につけてくれることを期待いたしております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 高橋警察本部長。

◎警察本部長（高橋英樹） （登壇）四番奥山議員のご質問にお答えします。

香芝地域における警察署の設置につきましては、これまで、警察署の新設、管轄区域の検討を行っておる他の府県の警察への視察等を行うとともに、本県の人口の増減、犯罪発生状況、交通事故発生状況などの情勢を踏まえ、県下全体の効率的な治安体制のあり方の中で検討を行ってきたところであります。本年度は、議員ご指摘のとおり、警察署を設置する場合の最適な候補地、管轄区域、規模を選定、検討する前提として必要と考えられる調査を外部に委託をしたところであります。まず、そのエリアにつきましては、香芝市を中心とした周辺地域の中で、人口増加が著しく、かつ、犯罪発生率、交通事故発生率の高い地域であるとともに、大規模住宅街が広がり、幹線道路などの交通網の整備等が進行し、住民や関係機関の相互の密着性を勘案した地域を対象としております。

次に、委託した調査項目につきましては、基本的に警察の検討作業に必要とされる客観的なデータの収集及びその結果の整理などの作業でありまして、具体的には、同地域における官公署などの所在地、主要な民間施設の所在、鉄道などの交通機関の利用状況のほか、民間開発が予定されている住宅地などの調査を行い、それを図面化して報告をいただくことなどとしております。県警察といたしましては、これらの調査結果を踏まえ、さらに香芝地域における警察署の設置について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 四番奥山博康議員。

◆四番（奥山博康） それでは、自席から再質問の時間でございますけれども、一番の、中小企業への支援について、非常に私が商工会、商工会議所について思いを、理事の方からの確にこれからの支援する体制の思いが伝わってきましたので、ぜひとも各企業の皆さんまで浸透する制度、支援制度をよろしく願いいたします。

道路整備については、土木部長、本当に推進していただいておりますことは、私も本当に喜んでおるんです。ただ、南阪奈、そして香芝太子線も徐々に進んでいっても、八車線が二

車線にということは、もう基本的に、物理的に絶対の無理があるということの認識だけは私は捨てておりません。これは当たり前だと思うんです。これからさらに一層に国土交通省、国への働きかけをお願いしたいなと、かように思うわけでございます。香芝太子線については日々の業績が今あらわれているということで、今の答弁で了といたしたいと思えます。

県立高校の再編について、昨日の、御所での小中一貫ということについても上村議員から質問がありました。あれを聞いておったときも、いや、市がしてくれることについてはどうぞと、県がすることについてはいかがなものかなというように私、先ほどの答弁ではとってしまうんですね。十津川で効果があらわれているのであれば、私は平野部でも当然検討も進めるべきだろうと思うし、これから今一番、十二月、来年に向けて大変なこともわかっていて言わせていただきますけども、将来の奈良県の教育ということで中高一貫も、ぜひとも十津川の中高一貫のいいところを見て、よしとすれば、やはりすべきだと思えますので、さらに検討を重ねていただきたいと、かように思います。

二番目の、国際高校をどのように進めようとしているか、よくわかりました。本来は、私は一回目の質問の中で、校長先生を外国人にしたらどうかとか、教師を、半分は外国の方が教師してくれはったらどうかというぐらいの思いで、実は言っておりました。ただ、これは教育基本法、学校教育法等々法律がありますし、それについては触れませんでしたけれども、思いはわかってくださったと思います。だから、現場のより一層のやっぱり努力もしていただかなければ、魅力ある学校づくりができないと思っております。

香芝市域への警察署の設置について、非常に具体的に進んでいることを評価したいと思います。これからが来年度に向かったの正念場だと私は思っておりますので、どうか知事はじめ本部長にこれからもよろしく願いして、終わっておきます。

○議長（米田忠則） 次に、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。（拍手）

◆十番（今井光子） （登壇）私は日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長、そして教育長に一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回の知事選挙で、日本共産党は前回に続き沢田博知事候補を擁立し、暮らし応援の県政に変えるために全力を尽くします。多くの県民の皆様の絶大なるご支援を期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、憲法の平和原則について、知事に質問いたします。

日本国憲法の恒久平和の原則を県の行政に生かすことは、知事の重要な任務です。憲法九条を焦点とした改憲論の危険な動きが強まっています。小泉総理は、二〇〇五年の十一月をめどに自民党の憲法改正案を取りまとめるように指示をいたしました。日本共産党と社民党以外の主な政党が改憲の方針を打ち出し、国会では、憲法を踏みにじりイラク派兵法などの相次ぐ海外派兵法が強行され、自衛隊派兵が拡大をされてきました。

これまで政府は、海外の自衛隊の活動については、武力行使と一体にならない支援は許されると言ってきましたが、いまだに戦火が続くイラクへの派兵計画を強行させることは不可能になってきました。アメリカのアーミテージ・リポートで、集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約していると述べたことが、海外派兵法の強行と改憲論の起爆剤になっています。アメリカの戦争に日本に協力させるために憲法九条を取り除き、歯どめのない海外派兵に道を開くことが最大のねらいです。この動きは、国連憲章に基づく平和の国際秩序を求める世界の動きに真っ向から対立するものです。改憲論は国民が望んだものではありません。日本国憲法は、二つの世界大戦の反省から、二度と戦争をしないことを決めました。憲法九条を守ることは、日本の恒久平和を保障するだけでなく、憲法九条を持つ国として世界の平和に貢献することができます。私は、この憲法こそ、二十一世紀に日本が世界に誇るものであると思います。知事のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、大滝ダムについて四点、質問いたします。

まず、地元住民の安全対策です。

一日も早い全戸移転が住民の切実な願いです。住民が仮設住宅に転居される姿をNHKで報道しておりました。嫁入りだんすまで運び出した方がいいと言われ、年老いた女性ももう帰ってこれないのかと涙を流している姿から、つらい思いが伝わってきました。もう既に二カ月です。仮設ではプライバシーが守れない。エアコンは取りつけてくれたが、基本料金しか援助がないので、電気代を考えればつけることもできない。畑にも行けず何もすることがない。帰りたい一心で痴呆が進み、施設に入った方もおられます。長年住み続けた土地を離れ全戸移転を要求するのは、並大抵の思いではありません。国は、対策を講じればまた戻れるとでも思っているのでしょうか。たとえ国から安全対策をしたから大丈夫だと言われても、万全だという保証はどこにもありません。国への信頼は既に失われております。県は、川上村が疲弊しないような形で一日も早い全戸移転を進めるように国に働きかけるべきと思いますが、どうでしょうか。

仮移転によって生じた生活困難に対する生活保障を国に要望するとともに、せめて県独自の見舞金などの支援をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

川上村の集落の多くが地すべり地帯です。安全を第一課題として、ダム運用を急がず、全村民が納得できるようにダム全体の安全調査を実施するよう国に要望するべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、国の責任問題です。

大滝ダムで四月末ごろから発生したひび割れは湛水による地すべりであることが、国の大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会で確認されました。今から三十年前、白屋地区の地すべりについて住民の依頼により調査を実施した学者は、ダム建設により白屋地区の地すべりは拡大され、それを防止する方法がないので、対策としては、水没者と同様に安全なところに移転するしかない、調査結果をまとめました。一九八〇年三月五日の衆議

院予算委員会で、日本共産党の辻第一衆議院議員は、その結果を指摘し、対策を求め、政府は、ダム貯水によって地すべりを起こさないよう必要な対策工事を十分行っていきたい、長い年月耐え得る工法なども考えながら対処していきたいと答えています。しかし、地すべりは試験湛水によって引き起こされました。九月十二日、共産党の奈良地方議員団は国土交通省に対して、責任を明らかにするべきだと申し入れました。国は対策が不十分であったことを認め、その責任を重く受けとめているとの回答がありました。

大滝ダムの工事費は地元負担を伴い、県営水道にはね返ります。当初計画の予算二百三十億円が、今では三千二百十億円と十四倍にもなっています。県は既に約五百億円も負担をしてきました。来年国は七十億円の予算をつけると言っておりますが、このままでは約十億円が県負担になると聞いております。この先幾らかかるかは全く不明です。今後の地すべり対策は国の費用で行うように要望すべきだと思いますが、どうでしょうか。

三点目は、情報の全面公開と、第三者による検討です。

地すべりを予想する調査結果がありながら、指摘する対応が実施されず、地すべりが起こったというのは、日本のダム史上でも例がありません。多くの学者、研究者が、この問題を調査研究しております。大規模調査は個人ではできません。今後教訓を生かすために、調査結果の全面開示と、対策委員会だけではなく、第三者の意見をしっかり受けとめ反映できる仕組みをつくるのが、今日の技術の英知を集め最善の対策をとることができる得策ではないでしょうか。国に要望すべきだと思いますが、どうでしょうか。

最後に、ダムの供用開始のおくれは、県営水道の水供給にどのような影響が出てくるか、お聞かせください。

次に、世界遺産の保存と京奈和自動車道大和北ルートについて質問いたします。

一九九八年、東大寺や平城宮跡など八件の文化財が世界遺産に登録され、景観保全のために、外周に緩衝地帯と歴史的環境調整地域が設けられました。その総周囲は十一キロメートル、南北六キロメートルに及びます。京奈和自動車道大和北ルートは、もともと関西環状道路であり、奈良市にとっては外からの観光目的以外は通過道路でしかありません。昨日の国土交通省有識者委員会は、平城宮跡東側ルート案を提示することを決めた、地下トンネル化の公算が大きいと報道されております。四ルート六案は、いずれも世界遺産に高速道路を通すものです。この地域を横断して自動車道路が建設されれば、将来に禍根を残すだけでなく、世界遺産都市奈良と日本の責任が世界から問われることになります。平城京では今までに、三割程度の発掘から十七万点の木簡が見つかり、律令国家の政治、経済、文化から、貴族、庶民の生活の様子が少しずつ明らかになっています。三月には、木簡が初めて国の重要文化財に指定されました。埋蔵文化財が世界遺産に登録されたのは初めてでした。

「高速道路から世界遺産平城京を守る会」では、平城宮、京跡の地下に巨大な構造物を建設すれば、地下水の移動、変動、枯渇で、木簡など地下遺物、遺構が腐食、損傷、破壊される、二階建ての高速道路は古都奈良の景観を破壊する、大気汚染の拡大で文化財に大

きな影響が出るなど、重大な問題点を指摘しております。東大寺の大仏殿前の八角灯籠は、排気ガスで腐食し修理がされました。全国から反対署名が寄せられ、賛同する学者、文化人は千二百二十七名にもなっています。

ことしの夏、守る会の一行十六人がパリのユネスコ本部で開かれた第二十七回世界遺産委員会に参加し、現状を訴えました。京奈和自動車道路建設問題は、今や国際問題に位置づけられました。世界遺産委員会では日本政府に対して、一、世界遺産の保全を保障する努力を続けること。二、地域住民に政策決定過程を知らせる努力を続けること。三、来年二月までに次回世界遺産委員会で検討するための政策決定過程と自動車道路の最終決定についての報告書を準備するよう要請すること。を決定いたしました。

世界遺産会議参加者の報告会を聞きに行き、私は、世界の国々と我が国との世界遺産の保存の違いに驚きました。フランスのモンサンミッシェルは世界遺産の第一号です。かつては海に面した古いお城に向けて道路がつながっていましたが、登録後は道路を撤去し、昔のたたずまいを取り戻しております。さらに海岸線沿いの道路も撤去する計画とのことです。イギリスのストーンヘンジも、横の道路が撤去されております。世界遺産の保護、活用、整備は、今や世界の共通認識です。平城京とはあまりにも扱われ方が違います。世界遺産委員会ガイドライン五十六条は、世界遺産保護地域内において世界遺産の価値に影響を及ぼすような行為について許可を得ようとする場合は、事前に世界遺産委員会に通告しなければならないとしております。奈良市の姉妹都市である韓国の慶州では、新幹線建設の折に世界遺産センターから、世界遺産候補地にその計画は望ましくないので変更されたいとの勧告を受け、政府は路線を大きく変更を決め、来年開業の新幹線は勧告どおりになっています。

県はいまだに平城京に高速道路を通す計画を推進されるのか、伺います。巨額の費用を投じてむだな公共事業を推し進めるだけではなく、そのことが後世に取り返しのつかない世界遺産の破壊につながることは許されません。県の最高責任者である知事は、世界遺産保存の責任についてどのように認識されているのか、伺います。

また、新聞報道によれば、知事は選挙の推薦を受けるために、公明党県本部との間で、平城京駅の新設を含めた政策協定を締結されたとのことです。国の特別史跡である平城宮跡に新駅をつくる場合、文化財保護法に基づき、事業主体が、県教育委員会を經由して文化庁に現状変更の申請をして、許可を得なくてはなりません。教育委員会も、担当課も、国も、近鉄も、全く知らないとのことです。新駅は設置すべきではないと思いますが、知事は新駅設置についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、新障害者計画について質問いたします。

奈良県の福祉分野で最も立ちおけているのが障害者施策ではないでしょうか。奈良県には、身体障害者が約四万人、知的障害者は約五千人、医療福祉制度の適用を受けることの必要な精神障害者は約二万五千人と推定され、その他の障害者、患者を含めると八万人を上回り、家族は十五万人にも及ぶと推定されております。

二〇〇三年は障害者政策の歴史的分岐点です。新たな障害者基本計画並びに障害者プランのスタート年度です。四月からの特別措置から支援費制度への移行、知的障害者福祉の市町村への権限移譲など、いずれも大きな転換を迎えています。奈良県では、養護学校増設問題、精神障害者の救急医療問題、子ども専門病院の問題、障害児の学童保育問題、仕事と雇用の問題、まちづくり、所得保障、住宅問題など、あまりにも多くの事柄が山積しております。県が今年度作成する新障害者計画は、今後十年にわたって障害者政策の基本になる大きな意義と役割を持っています。奈良県では現在、従来から常設の障害者施策推進協議会で計画が検討されておりますが、専門に検討する計画策定委員会を新たに設置し、それにふさわしい委員の構成と運営を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

当事者の声を聞く必要を実感しましたのは、車いすの方と行いました王寺駅周辺のバリアフリー調査でした。再開発ビルの新設トイレが、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に定める指針どおりなのに、実際には介助者がいないと大変使いにくいことがわかりました。オストメイトの対応ありません。県でも、県内を三ブロックに分け、それぞれの地域ごとに声を聞くというきめ細かな手法がとられております。しかし、意見を聞くことと政策決定にかかわるということは、おのずから異なってきます。この計画が絵にかいたもちで終わるのか、魂が入ったものになるかは、政策決定過程に実態をよくつかんだ県内関係者がどれほどかかわれるかではないでしょうか。幅広い声を作業に反映させるように委員をふやし、傍聴を認めるなど、県民に開かれた計画づくりにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、計画対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者となっています。既に実施されましたアンケートも、この枠組みで制約をされております。障害者基本法では法制定時に、自閉、難病、てんかんも障害者とみなすという附帯決議がつけられました。今日では、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、高次脳機能障害者の問題も大きな課題です。計画対象者を見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、おくれております基盤整備に全力を上げ新障害者計画を実効ある計画にするために、予算に裏づけられた数値目標設定の問題です。

十四年三月末現在、全国で三千二百四十六市町村の障害者のための社会資源の設置状況が、共同作業所全国連絡会の調査で明らかになりました。それをマップにしたものが、お手元の資料として配らせていただいております。同じ人口規模の滋賀県と比べますと、その違いは一目瞭然です。奈良県は、サービスがないところ、ホームヘルプサービスしかない自治体を合わせると四二％です。県内のどこに住んでいようとも、どんな障害があっても、安心して暮らせる奈良県でなくてはならないと思います。実態が深刻で要求が切実なだけに、新障害者計画策定に対する関係者の期待が大きくなっております。予算の裏づけのもとに数値目標を入れた計画にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、雇用と地域経済を守る問題で三点質問いたします。

一点目は、長時間労働、サービス残業をなくす取り組みの問題です。

雇用不安の拡大は、暮らしと経済に深刻な打撃となっています。政府は大企業のリストラを応援し、さらに、労働法改正で不安定雇用をふやし、雇用不安と失業を増大させています。職場では人が減らされ、長時間労働と違法なサービス残業がふえ続けています。サービス残業をなくすだけで、第一生命研究所の調査では百六十一万人の雇用がふえます。新日本婦人の会奈良県本部が「パパ早く帰って来て」のアンケートをとりましたが、残業が多いと答えている人が七割、そのうちサービス残業は四六%、一部サービス残業を含めると五三%にもなります。出勤から帰宅まで十六時間半から二十時間半もあり、サービス残業で、子どもと過ごすのは日曜日のみ、過労死が心配、夫婦の会話もふだんはない、睡眠時間が心配など、深刻です。東京都ではサービス残業を調査することになりましたが、奈良県でもサービス残業の実態を調査し、サービス残業をなくし、新たな雇用に結びつける対策を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

二点目は、若者の雇用問題です。

青年の十人に一人が仕事につくことができません。収入も地位も不安定なフリーターが全国で四百十七万人にもなっています。若い人の雇用が安定しなければ、年金未加入者の増大は社会保障制度の根幹を揺るがし、結婚できないことは少子化につながり、社会的に継承されなくてはならない技術や技能が受け継がれないなど、社会的大問題です。また、子どもが自立できないことは、親にとっても深刻な悩みです。全国では一九九五年から二〇〇一年までに、大企業は青年の正社員を百万人以上減らしています。大企業の横暴なリストラが就職難とフリーター増加の大きな原因です。定職につけずに、自分は社会に必要とされていないのでは、人間として否定された気持ちになると思う青年も少なくありません。フリーターの七割が正社員としての雇用を望んでおりますが、一たんフリーターになると、企業からの採用も厳しくなり、なかなか抜け出せません。企業が正社員を採用する場合にはパートやアルバイトを優先させるように国に働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

低賃金で蓄えもないフリーターの若者が安心して職業訓練を受けられるように、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度をつくるなどして支援をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三点目は、自治体独自の経済・雇用対策です。

深刻な雇用危機のもとでも、脱ダム宣言で公共事業を半減した長野県では、生活密着型の公共事業で地元の仕事をふやし、製造業、農業、観光業の既存基幹産業と、福祉、医療、環境、教育の成長分野の連携、融合などで四年間で二万人の常勤雇用を創出するプランを策定し、努力が始まっています。岩手県では五年間で三万人の新規雇用、鳥取県では高卒者の新規雇用に奨励金など、自治体独自の雇用支援が始まっております。奈良県では一万七千人の雇用創出プランを策定しましたが、これまでの緊急雇用対策は地方自治体の地域振興策との連携がなく進められてきました。今必要なことは、製造業、商業、農林業など

地域経済や産業の本腰を入れた実態調査を行い、その上に立ち、住民の英知を結集したまちづくり、雇用、産業政策を練り上げるべきではないでしょうか。

県内産の安全な食べ物を求める消費者はふえておりますが、農産物の需要に対して県内生産は一五％です。農業の活性化で若者の雇用の場をふやせるのではないのでしょうか。バリアフリーのまちづくりで県産材を活用すれば、林業も建設関連業者も仕事がふえます。障害者や高齢者が安心して暮らせるまちは、奈良県の観光の目玉にもなるでしょう。市町村とも連携し、地域経済や地場産業振興、中小企業支援やまちおこしなど地域振興策と一体となった賃金助成制度など有効な対策を実施し、政府の進める臨時的な雇用だけではなく、安定的な雇用を生み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

中小企業の高度化資金について、商工労働部長に伺います。

県はヤマトハイミール食品協業組合に対して、平成元年度に十六億円、平成二年度に４億円と、二十億円の中小企業高度化資金を貸し付け、返済条件は三年据え置き、同和対策では無利子で二十年返済です。住民監査請求で、この間の返済は、平成九年度に二百万円、十年度に百万円と、三百万円だけしか返済されていない事実が明らかになりました。第一回の返済日は約定では平成五年ですが、平成十二年まで、県はこの間八回の償還条件の変更を繰り返してきました。県が初めて請求を行いましたのは、共産党県議団が議会で取り上げた直後の平成十三年ですので、当時は返済日も発生していなかった時期です。繰り延べ期間に当たる時期に二年連続でなぜ返金があったのか、極めて不自然です。県は、相手方からわざわざ返金があったにもかかわらず、その後なぜ返済請求をしなかったのか、お答えください。

県は、県民の税金で貸し付けたものを回収する責任があります。十三年、十四年は請求をしておりますが、その後返済がされていないと聞いております。十五年の請求は違約金を含めて行っているのか、連帯保証人への請求、増担保を求めることは当然のことであり、直ちに実行すべきだと思いますが、どうでしょうか。

高度化資金は、零細な業者が単独では設備の近代化などが困難なために、幾つかの事業者が協業化を行い、事業を発展させようとするもので、当然従来の事業は中止をして新たなものに一本化をすること、すなわち競業禁止が貸付け条件になっています。平成十五年八月のある調査機関の資料によりますと、ヤマトハイミールの前身でございましたＴ油脂が、関連会社として、店舗同所、従業員数も同じ、理事長の個人経営とされておりますが、当該組合の仕入れ窓口及び一部販売窓口として稼働している模様とされております。平成四年のＴ油脂発行の五百万円の手形五通も確認しております。以前この点を質問しましたときに池田商工労働部長は、屋号を使うこともあると答弁いたしましたが、このことを県が知っていて見て見ぬふりをしていれば、責任は重大です。これが事実であれば、中小企業団体の組織に関する法律に違反します。県はこの点をきちんと調査するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、高校再編について、教育長に質問いたします。

六月十三日、県の教育委員会が発表いたしました県立高校再編年次計画は、現在ある四十三校を二〇〇九年までに三十三校にする内容です。八学級三百二十人を適正規模とし、全県一区の大学区制も、中学卒業生のうち進学希望者の六三・五％という高校入試枠も、四十人学級もそのまま、特色ある学校づくりの多様化の促進が前提です。二十二日に県の教育委員会が発表いたしました十六年度県立高校募集要項では、統合四校で五百二十人削減となり、全日制で二百四十人の減、専門学科と総合学科は募集人員の一〇〇％を分割選抜で募集です。「行ける高校から行きたい高校に」としてありますが、これでは行ける学校にも行けなくなると、関係者から怒りや不安の声が上がっています。学校名を挙げて具体案が出されましたのは六月十三日でした。現場の教師ですら知らされたのは六月十一日ということですから、急で乱暴な計画だと言わざるを得ません。

新日本婦人の会や奈良県の高校教育を考える会からも、撤回や凍結を求める要望が上げられております。九月議会では、平群町、大和郡山市議会でも県立高校再編計画の再検討を求める意見書が可決されています。過ごしやすい学校生活をつくる高校生の会が、「ちょっと待って、県立高校再編計画」の署名運動をしたところ、一時間に百四十五名の署名と激励が寄せられたとのこと。僕たちの学校を勝手になくさないでという高校生の声にこそ耳を傾けるべきです。子どもの権利条約では、子どもにかかわることは子ども自身で決める意見表明権が定められています。

この間私は、関係者の意見を聞いてまいりました。新たな統合校で今までのすぐれた教育実践や教育環境が本当に受け継ぐことができるのか、少人数を生かして子どもが自信を持てるようなきめ細かな教育実践、地域に支えられているからこそできる特色ある教育など、積み上げてきた貴重な県民の財産をすべて投げ捨てていいのでしょうか。来年から統合される学校は、教科書の決定、校名や制服など具体的協議を進めていますが、当事者同士の話し合いでは、校舎を使う学校主導になりがちで、外の情報も入らずに、現場の先生が大変苦勞しております。お隣の大阪では、学校名を決めるだけでも二年間かけ、現場が混乱しないように教育委員会が責任を持っています。県教育委員会は年次計画だけを決めて、予算の提示もないまま、あとの具体化は現場任せでは、あまりにも無責任ではないでしょうか。

奈良県では、柿本県政のもとで高校改修費は大幅に削減されました。昨年の学校調査では、公立の小中学校で校内暴力の発生件数は奈良県が全国トップです。不況の影響で授業料の払えない子がふえています。六百人を超える中途退学、不登校も深刻です。一人ひとりの子どもたちが大切にされていることが実感できるような教育が求められております。全国では三十の県が少人数学級を実施しております。子どもの数が減少している今こそ、奈良県でも、県民が願う三十人学級を基本にした、希望者全員が入学でき、基礎学力がしっかり身につく真の高校改革を進めるべきではないでしょうか。本計画の白紙撤回を求めます。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては自席から再質問をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（米田忠則） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

第一点は、憲法の平和原則について、恒久平和の意義等についての立場からのご質問でございます。

平和ということでございますので、国際平和の実現というのは地球上のすべての人々の共通の願いでございますし、国土の荒廃や国民の被害というものを思うと戦争ほど悲惨なものはないと、こういうことはどなたも認識しておられると思います。しかし、残念ながら、今でも地球上でさまざまな理由から戦火が絶えないというのも現実でございます。このような紛争は、平和的に解決して戦争を回避するという努力を重ねることは大切であります。そのためにはお互いの信頼とかそういうものを拡充していくことが必要であると思われるわけでございます。

憲法九条をご指摘いただきましたが、これまで果たしてきた役割がございます。が、同時に今日また、日本の国際貢献のあり方とも関連して、諸般の憲法改正の論議が行われているところでございます。しかし、私は奈良県というところで仕事をさせていただいております。奈良県という地方公共団体の立場からできることを申し上げますと、やはり「国際文化観光・平和県」ということを宣言した奈良県でございますので、その奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後ともさまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要と考えておりまして、こういった分野で世界平和の実現のために寄与してまいりたいと、さように考えております。

次に、大滝ダムについてのお尋ねでございます。

まず、地元住民の安全対策について、特に移転調査等についてのお尋ねでございます。

この点につきましては、国において現在、亀裂現象のメカニズムや対策工等、要するにそういう工事の工法等の調査を実施中でございまして、今後これらの調査結果を踏まえて対応方針が示されるものと考えております。県といたしましては、住民の方々の仮設住宅での生活が二カ月続いている、こういう現状にございますので、国が、地元の要望も踏まえまして、早期にこれらの方針を確立するように重ねて要望しているところでございます。その国が決めました方針を受けて、事業者である国や村と一体となって対策を進めていく、こういう手順になると考えている次第でございます。

また、県といたしましては、ダム工事本体に直接かかわる事柄以外で、例えば住民の安全確保等につきましては、既にお答えしておりますが、奈良県川上村白屋地区安全対策会議というものを置いておりますので、ここを通して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても私、常に国に申し上げているのは、国において全国で今までも処理されてきたいろんなこういう問題に対する知見とか、専門家がいらっしゃる、これを結集してこの調査に当たってもらいたいということを重ねて要望してきたとこ

ろでございます。また、国においては、必要な調査をこれに関連して、この地区以外についても調査をしておられて、その結果ではこれまで異常が出ているという報告は聞いておりません。

それから、国の責務という、国の責任ではなかろうかと、こういうお尋ねでございます。

これは既に昨日までにお答えしたとおりでございます。この大滝ダムというものは国の直轄事業として建設が進められております。しかし、本県は治水、利水に参加している立場から、実質上は事業主体である国と一体となって、ダムの早期完成に向けて取り組んできたところでございます。事業費は、治水、利水などの受益の程度に応じて関係機関が負担するのがルールとなっております。今回の亀裂現象は、試験湛水の最中に発生したものでございます。まだダムは完成していない状況と考えておりまして、県といたしましては、今後、国から示される具体的な対策工事がまずは円滑に進められるよう、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

その次に、この亀裂現象の調査等について開示その他をすべきではないかと、こういうお話でございます。

国におきましては亀裂現象の原因究明及び対策工の検討を、今申し上げたとおり行っているわけでございますが、地すべりに関する学識者で構成する、大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会が設置されております。現在精力的に調査・検討を行われているものと考えておる次第でございます。また、先ほども申し上げましたが、私は要望の都度、国の今までの経験とか知識のすべてを生かして最高の体制で取り組んでほしいと、こういうことを申し上げてまいりました。

なお、第三者の意見ということもご質問にございましたが、検討委員会の検討資料、あるいは白屋地区の観測データ等の情報については、紀の川ダム統合管理事務所、このダム等を管理している国の事務所でございますが、このホームページに公開されております。また、そのホームページに対して、一般の方々も意見を述べるできるようになっているようでございます。そういうこともご利用いただければと思う次第でございます。

次に、世界遺産の関係でのお尋ねでございます。

まず、京奈和自動車道大和北道路に関連してのお尋ねでございます。

京奈和自動車道大和北道路のルート、構造につきましては、既にご承知のとおり、地下水検討委員会及び文化財検討委員会の検討を経まして、この検討結果を踏まえて現在、大和北道路有識者委員会が検討を進めておられるところでございます。この有識者委員会には、文化財、景観、交通などの各分野の専門家が委員として就任し、また同時に、それとは別途でございますが、無作為抽出方法による市民アンケートなどによりまして多数の人々の意見を把握した上で、幅広い観点から検討を進められていると聞いております。国土交通省は、この委員会の提言を最大限尊重して、大和北道路の基本計画を決定すると伺っているところでございます。今後とも、大和北道路も含めまして京奈和自動車道全線が

早期に完成いたしますよう、県としてもこれまでと同様、できる限り支援、協力してまいりたいと考えております。

なお、これにかかわって、世界遺産の保存についての認識のお尋ねがございました。改めて申すようなことになるかもしれませんが、我が国は平成四年に世界遺産条約を批准しております。世界遺産を保護、保存、整備し将来の世代に伝えるべく最善の努力をすることは、この条約締約国の義務であると考えております。ご承知のように、県内には既に二件の世界遺産が登録されておりますし、さらに一件が暫定登録されております。県といたしましても、各種公益との調査を図りながら、人類にとって顕著な普遍的価値のある文化遺産を保護し、将来の世代に伝えることは、当然のことと認識しておる次第でございます。

次にもう一点、世界遺産に関連して、平城宮跡に新駅をつくるということはどう考えているのかというような趣旨のお尋ねでございます。

平城宮跡においてはこれまで、ご承知のように、文化庁により朱雀門、東院庭園地区などの整備が、復原整備が進められてまいりました。現在、第一次大極殿院地区の復原整備が進められておまして、この院地区の復原整備が進めば、平城宮跡への来訪者は大幅に増加するものと予想される、むしろ期待しているわけでございます。特に平城遷都一三〇〇年記念事業、あるいはその事後におきましては、平城宮跡を、平城京の歴史を体験的に学び、あるいは新しい文化創造や交流の拠点として発展させ、県内はもとよりでございますが、全国や世界各国から多くの人々に訪れていただきたいと考えている次第でございます。

したがって、この平城宮跡への快適かつ円滑な交通手段の確保というのは重要な課題と考えている次第でございます。今の道路交通事情、ご承知のとおりでございまして、そういう大量の流入を予定いたしますと、自家用車の流入を抑制するパークアンドバスライド方式の導入とか、自転車の利用の促進とか、公共交通機関の利用促進方策、あるいは道路、鉄道を含む総合的な交通体系について検討を進めなければならない、こういう状況だと思っております。その一環として鉄道、バス等の公共交通機関も検討事項となっている次第でございまして、平城宮跡に新駅を設置すると、私は申し上げたことはございません。そういうことは検討課題であるということを申し上げただけでございまして、具体的な新駅のイメージを検討している段階ではございません。ただ、申し上げておきますが、そういう鉄道、バスというふうな公共交通機関を利用できるような地域にしないと、奈良の今後の観光には大変支障を来すという点だけはご理解いただいて、どういうふうにすればいいかということは、やっぱりみんなで前向きに議論しなければならない、この点だけはぜひともご認識いただきたいと、こう思う次第でございます。

いずれにいたしましても、この平城宮跡の一三〇〇年記念事業等の事業計画が定まった段階で、平城宮跡への快適かつ円滑な交通アクセスが確保できるよう、関係機関と調整、連携を密にしながら、現実的で具体的な方策の実現を目指してまいりたいと、さように考えております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 奥家水道局長。

◎水道局長（奥家孝彦） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、大滝ダムの供用開始のおくれは県営水道の水供給にどのような影響があるのかというお尋ねでございます。

まず、大滝ダムにつきましては、完成に伴いまして毎秒三・五トン、日量では三十万二千四百トンの水利権が得られまして、安定した水供給ができるものと見込んでいたところでございます。完成がおくれますことによりまして、県営水道といたしましては、従前どおり津風呂、大迫、室生の三ダムに加えまして、紀の川の毎秒一・五トン、日量では十二万九千六百トンの水利権による水供給を続けることとなります。したがって、大滝ダムによる利水が可能となるまでの間は、水供給が天候によって大きく影響されますことから、県営水道といたしましては、県民生活あるいは企業活動への影響を最小限にとどめるため、本年度整備を完了いたしました斑鳩線、あるいは既に整備済みの御所及び天理連絡管等を活用した御所浄水場、桜井浄水場、両系統の水融通、そして関係する受水の市町村水道との調整などの対応をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 橋本福祉部長。

◎福祉部長（橋本弘隆） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、新障害者計画についてのご質問で、まず一点目は、計画策定に当たっては新たに計画策定委員会を設置するとともに、既設の障害者施策推進協議会における委員の増員や傍聴を認めるなど県民に開かれた計画づくりを進めるべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

都道府県が障害者計画を策定いたします場合は、障害者基本法の規定によりまして、障害者施策推進協議会の意見を聞かなければならないとされております。本県では、障害者団体の代表者を含んだ十五名により構成されます奈良県障害者施策推進協議会を中心に検討を進めていただいております。なお、策定期間は本年度から平成十六年度までの二カ年といたしております。また、この協議会には、専門的な分野の調査や検討を行うために専門部会を設置することが決められまして、この部会委員には、幅広い議論を求めるために、協議会の委員のほか、当事者活動支援団体の代表や障害者生活支援センターの代表などにもメンバーにお入りをいただいております。各部会の検討内容につきましては、各部会長から協議会において報告をし、協議会では、部会における検討内容を確認した上で一定の審議をすることとなっております。

この計画の策定は県民参加型事業として取り組むことといたしておりまして、昨年度には障害者アンケートを実施いたしました。本年度は圏域別の団体懇話会や計画策定フォーラム、また地域別フォーラム、これは奈良と橿原で開催を予定しておりますが、このようなフォーラム等を実施いたしまして、各会場では政策提言カードをお配りいたしまして県

民の皆様からご意見をいただき、計画に反映することといたしております。なお、協議会や専門部会の会議内容につきましては、できる限り詳細に伝える工夫をすることといたしております。例えば、県ホームページ上で会議の次第や発言の趣旨をご確認いただけるようにいたしております。その音声テープを配布いたしまして、目のご不自由な方にも趣旨を確認いただけるようにいたしているところでございます。

二点目のご質問は、計画の対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者となっているが、広汎性発達障害者や難病患者など計画対象者を拡大する方向で見直すべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

新障害者計画の対象者といたしましては、パンフレット等では、身体障害者、知的障害者、精神障害者という三障害を代表的なものとして記載をしておりますが、例えば身体障害者につきましては、上肢・下肢・体幹機能障害のほか、視覚・聴覚障害や心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害をお持ちの方が対象となっております。また、三障害に該当しない高次脳機能障害、高機能自閉症や難病による障害者につきましても計画の対象として策定したいと考えておまして、このことについては協議会や専門部会においても確認をいただいております。

三点目は、基盤整備については予算の裏づけのもとに数値目標を入れた計画にすべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

数値目標は、今後の事業の方向を明らかにし、毎年の進行管理を進めるために設定するものであります。この数値目標につきましては、計画の内容が市町村計画との整合が必要なものや、議員お述べのとおり、財源の確保が大変重要となるもの等が含まれた指標の選定も考えられますことから、国の動きなど関連する情報の積極的な収集とともに、国への要望活動、あるいは関係機関との調整を行いながら、適正な設定となるよう協議会等で議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 池田理事。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、雇用、経済の活性化について三点と、中小企業の高度化資金についてということでございます。

まず最初に、サービス残業をなくして新たな雇用に結びつける対策を講じるべきではないかというご質問でございますが、いわゆるサービス残業につきましては、労働基準監督署の所管として、事業所への立入調査を年間約千件を実施しております。必要に応じて是正指導も行われていると聞いておるところであります。また、この解消に向けまして厚生労働省では、賃金不払残業総合対策要綱、これはいわゆるサービス残業の総合対策要綱でございますが、及びそれに基づきます労使に向けた指針を本年五月二十三日に策定されたところであります。県としましては、労働基準監督署などの関係機関と連携しながら、情

報収集を行うとともに、各種セミナーや労働関係広報紙等を通じまして、適正な労働時間の管理の重要性、あるいは賃金の適正な支払いについての周知、啓発に今後とも努めてまいる所存であります。

続きまして、フリーターの関係でございますが、企業が正社員を採用する場合に、パートやアルバイトを優先させるよう国に働きかけるべきではないかということと、職業訓練を受けられるよう、または訓練に対する貸付制度の支援をすべきということでございますが、経済の低迷が長引く中で、若者を取り巻きます雇用環境は、失業者の増加、正社員が減少し、パート、アルバイトとして働く人の増加など、厳しさを増していることは十分認識しているところであります。県におきましても、新規高校卒業予定者及び若年不安定就労者の就業対策につきまして、来年度も政府に対しまして予算要望を行っているところであります。国におきましては、六月に、若者自立・挑戦プランを取りまとめまして、これを推進していくための概算要求では、フリーターから正社員への登用制度の普及促進、若年失業者に試行雇用を実施し、若年者の雇用を推進していく内容が盛り込まれたところであります。今後とも引き続き国へ要望してまいる所存であります。

なお、フリーター等の若年者を対象としました職業訓練制度につきましては、特殊法人雇用・能力開発機構におきまして、フリーター等の若年者を対象とした職業訓練を実施しているところであります。また、技能者育成資金制度としまして、若年者を特定したものではありませんが、公共職業能力開発施設等が行います職業訓練生に対しまして融資をする制度がございます。

雇用、経済の活性化についての三つ目でございますが、近年の急速な経済のグローバル化、サービス産業の進展など、産業構造の変化に対応した総合的な雇用対策や魅力ある地域づくりを推進し、安定した雇用創出・維持を図っていくことは当然必要でございます。

このため、県におきましては奈良県雇用創出拡大協議会を設置いたしまして、産業の振興等による新規雇用創出や産業構造変化に対応した雇用対策等について協議をいただきますとともに、奈良労働局等と連携をいたしながら、毎年、県内企業の業況や雇用情勢を把握するため、経済・雇用動向アンケート調査を実施いたしまして、これをもとに効果的な雇用創出、拡大に向けての施策を検討、実施しているところであります。本年一月に、同協議会におきまして協議いただきました、平成十六年度末までに一万七千人の雇用創出を目標値としました奈良県雇用創出プランを策定いたしまして、現在推進しているところであります。中でも、新産業創出などによります新たな雇用の受け皿づくりが課題とされていますことから、IT産業等の創出、創業支援、保育や介護、医療、健康、環境分野等の新規成長分野におきますサービス産業の創出支援、地場産業の活性化、中小企業の経営革新等の振興支援などに取り組んでおります。また、市町村等との連携によります企業立地促進連絡会議を設置しているところであります。今後とも、官民一体となって雇用・失業情勢の改善に取り組んでまいる所存であります。

次に、中小企業高度化資金について、ヤマトハイミール食品協業組合への貸付けについて、平成十年度においてその請求等を行わなかった点、さらには、増担保を求めること、さらに、ヤマトハイミールの前身のＴ油脂が現時点でも存在していること等に対する質問でございますが、ご質問の中小企業高度化資金につきましては、積年の公害問題解決と業界の構造改善を図るため、県と中小企業総合事業団が、事業内容、償還計画のほか公害対策につきましても十分検討の上、融資を実行したものでございまして、償還につきましては、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議し、平成五年度から平成十二年度まで条件変更を実施してきたところであります。平成十三年度以降につきましては、毎年、年二回請求を行い、さらに督促を行っておりますが、経営状況は苦しい状態が続いております、いまだ未納の状況であります。今後も同様に請求を行ってまいり所存であります。

担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定し、さらに、貸付け対象ではありませんが、土地についても抵当権を設定しております。厳しい経営状況下にあることにかんがみ、経営状況の把握、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努力をしてまいり所存であります。

なお、民間調査機関の資料に関しましては承知しておりませんので、お答えを控えさせていただきます。議員ご質問の事業所は、協業化のため化製場の経営廃止届けを提出し、新たにヤマトハイミール食品協業組合として化製場の設置許可を取得したものでありまして、よって両事業所はそれぞれ別団体であり、また、両者の行う事業が、中小企業団体の組織に関する法律に抵触しているとは認識しておりません。

以上であります。

○議長（米田忠則） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、高等学校の再編計画についてのお尋ねでございます。

この再編計画につきましては、平成十二年七月以来、県立高校将来構想審議会、県立高校再編計画策定委員会におきまして、学識経験者、教育関係者、PTA、産業界等、各方面の方々をお願いをし、多面的な見地から検討をいただいたものでございます。この間、将来構想審議会中間答申や最終答申、再編計画策定委員会中間報告を明らかにし、再編計画についての周知と理解に努めてまいりました。さらに、再編計画策定委員会では、中間報告の内容につきまして、県民や中学生、高校生を対象にアンケートを実施され、おおむね賛同をいただいたことから、そのアンケート結果も参考に、さらに検討を加えた上で、最終報告としてお示しいただいたものでございます。

この策定委員会の最終報告は、これまでの県立高校の特色や教育実績を生かしつつ、将来像の実現に向けて、生徒の通学状況や施設設備の有効活用、山間等における高等学校の役割、県全体を視野に置いた高等学校の配置等の観点もあわせて、総合的に検討されたものでございます。県の教育委員会は、こうした策定委員会の最終報告に至る検討の流れを

常に注視しながら、今後の生徒数の推移や施設設備等さまざまな観点も考え合わせまして年次計画を立て、策定委員会の最終報告とともに発表したところでございます。

この再編計画は、すべての高校生に必要な基礎学力の養成はもとより、生徒の学習ニーズや社会の要請にこたえる、特色と魅力、そして活力ある学校づくりを目指したものでございます。適切な学校規模を確保することによって、多くの生徒が交わり互いに切磋琢磨する中でみずからを高められるような学習環境を整えるとともに、必要に応じて少人数編成の授業を実施するなど、生徒の適性や興味、関心、進路に応じた生徒の選択を重視した教育を目指しております。県の教育委員会といたしましては、この計画に基づき策定した年次計画に従って、生徒一人ひとりの目標を大切にした高等学校づくりを着実に進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） 答えをいただいたわけですが、憲法九条は、知事はこれだと思っているのか、見直す時期かなと思っているのか、その点がちょっとお答えいただかなかったように思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

それから、大滝ダムですが、早急早急ということをいつも言われるんですが、もう寒くなってきておりまして、それで日陰のところにプレハブが建っておりますので、早急というのはどれぐらいの期間を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、せめて見舞金ぐらいは県でするべきじゃないかというところはお答えいただかなかったんですが、その点のお答えをいただきたいと思います。

世界遺産の問題につきましては、選挙公約を結ばれるときに知事はだれと相談をして結ばれるのか、ご自分だけで判断するのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

高度化資金問題ですが、二十億円というのは大変なお金です。しかも、県は八回、償還条件の変更をしておりますが、変更するときには何に基づいてその判断をするのか、その点をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、協業の関係ですが、以前も十四年の三月十四日の予算委員会で私はこのことを取り上げましたときに、組合に改めてもう一度確認させていただきますと商工労働部長が言われたんですが、その後どんな確認がされたのか、その点をもう一度お伺いをしたいと思います。

それから、県立高校の再編問題です。平群と郡山で意見書が上がっております。五月二十五日の郡山市議会の意見書には、この再編については、子どもたちに行き届いた教育を願う教職員、保護者、住民たちから多くの戸惑いの声、疑惑、批判が上がっております。これは統廃合に対する納得が得られていないことから、卒業生、在校生、受講生、保護者の間に不安が広がっておりますと、こういうふうな意見書が上がっております。このことについてどんなふうに受けとめておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（米田忠則） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えします。

まず、憲法九条についてということですが、何を私に聞かれたのかわかりませんが、憲法九条の存在意義はあると申し上げたので、私は十分お答えしたつもりでございますが、それ以上のことを県知事としてお答えすべきかどうか。個人的にどこかでお話を聞きましょうというのなら何ぼでもお話ししますが、県知事として憲法九条についてどう思うかというのを私がお答えしたとしたら、どういう話になるかということもお考えいただいて、先ほどの答えでご了解いただきたいと思います。

それから、大滝ダムですが、これはもうできるだけ早くということを上上げるよりほかないと思います。現地調査、来月の半ばごろにはもう一度委員会を開かれるようですし、そういうことも、そのときになるかどうかわかりませんが、とにかく最大限に急いでいただくと、これしか今の段階で申し上げることはできないと思います。

それから、見舞金とおっしゃるんですが、そういうことよりも、対応方針、もっと大きな話をはっきりまず決めることございまして、私はむしろ、今までいろいろご質問いただきましたこの白屋地区の一番軸の問題について早く対応方針を決めていただく、これが一番先決事項だと考えておりまして、見舞金等については今念頭にございません。

それから、世界遺産に関連して、ちょっと私、なぜ、いろいろ公約を結ぶことについてだれと相談したか、お答えしなければならんのかわかりませんが、そんなことを一々申し上げる必要もないと思います。私の判断で申し上げたと、こういうことになるだろうと思います。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 池田理事。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） 再質問にお答えいたします。

まず最初の、変更の判断でございますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、中小企業総合事業団と協議をして判断しているわけであります。

それからもう一つの、組合に対しての確認でございますが、組合の方を確認しまして私の方もいろいろ調べまして、その結果でございまして、先ほど申しましたように、協業化を行うことによって一つは経営の廃止届けを出され、新たにヤマトハイミールに設置許可をしたということでございます。ですから、別の会社であるということがわかったということでございます。

以上であります。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） 裁判に提出をされております被告奈良県知事らの意見書によりますと、平成九年と平成十年についてのみ県に対して被告組合から書類の提出があったというふうにされております。つまり二年間しか診断できる文書が出されていない。それにもかかわらずに条件変更を繰り返したのは、初めから返さなくてもいいというようなことではなかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（米田忠則） 池田理事。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） ただいま裁判をやっております。裁判の内容について私からいろいろお話しをすることは何もないと思っております。

○議長（米田忠則） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） 郡山市等の意見書にかかわってのお尋ねでございますが、私自身、まだいただいておりますので、ただ、思いといたしましては大切にしながら、よりよい県立高校づくりに努めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（米田忠則） しばらく休憩します。

△午後二時五十八分休憩

△午後三時十九分再開

○副議長（国中憲治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三十二番大保親治議員に発言を許します。――三十二番大保親治議員。（拍手）

◆三十二番（大保親治） （登壇）議長のご指名をいただきましたので、五点にわたって質問させていただきます。

第一点は、緩和医療、ホスピスケア対策についてであります。

今年六月定例会で、全会一致で「ホスピス施設設置推進に関する請願書」を採択いただきました。それを受けて、今九月定例会に県当局より経過措置報告がなされました。それによりますと、処理状況として、一、県下全病院に対し、緩和ケア病棟（ホスピス）設置に関する意向を打診した。二、ホスピス設置推進についてどのような支援策が考えられるのか、現在検討中。三、保健医療計画における二次保健医療圏内で基準病床数を既に超えているところについては、当該保健医療圏において必要であれば、特例病床の同意が得られるように厚生労働省と協議を行う予定である。とし、結果として、複数の病院から前向きの意向が示されたとの内容で、前向きにお取り組みいただく姿勢を示していただき、感謝いたしております。

そこで、県としてさらに緩和医療に深いご理解をいただき、積極的なお取り組みを賜りたく、知事に対しましてご決意を伺ってまいります。なお、緩和医療に関しましては、緩和医療、ホスピスケア、ターミナルケアというようにいろいろな言い方がありますが、ほぼ同義語として使用されておりますので、今回の質問では緩和医療という言い方で統一して使用させていただきます。

二十一世紀の医療の中で改革が必要な分野はたくさんあるようですが、その中でも緩和医療の分野は医療革命だと言われているようです。そして、この緩和医療の対象は、がんだけでなく、エイズ、難病神経疾患、さらには難治性慢性疾患をも含み、病名や病期――病の期間にとらわれない新しい医療として認識されつつあると言われている。

近年、これらががん、エイズ、難病神経疾患、難治性慢性疾患等の治療におきましては、患者さんやご家族の方々の積極的なご協力を得て、的確かつ効率よい治療効果を得るため

に患者さんに病名が告知されます。しかし、告知された患者さんは、先進的な治療が行われても治癒が期待できない終末期の状態になりますと、痛みやその他不快な身体症状、また極度の不安感によって絶望感にさいなまれると言われております。その上、病院の一般病棟での療養は、病床の運営上、あるいは付き添いの制限、面会時間の制約などの関係で、患者さんご家族の方々が長期間そばを離れるという不自然な状況を強いられることになり、必ずしも、愛するご家族の方々が、残された時間を有効に活用して患者さんのそばで語り合い、身の周りのお世話ができる環境にはありません。そこで、一般病棟の病室でこのような状態に置かれた患者さんに対しては、その人らしく厳粛に人生の終えんを迎えることができるように、ご家族の方々や緩和ケア専門の医師、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカーなどがチームを編成して支援できる、専門病棟での施設緩和ケアが切望されているのであります。

全国ホスピス・緩和ケア病棟連絡協議会の集計によりますと、平成十五年八月現在で全国四十七都道府県のうち四十二都道府県に百二十の緩和医療施設が設けられております。ないのは全国で五県であり、残念ながら奈良県もその中に入っております。緩和ケア専門の支援チームが広い地域で活躍されているからでしょうか、最近では、ご家族の方々や支援チームのお力をかりて、患者さんが人として高いＱＯＬ、クオリティー・オブ・ライフー生活の質と訳されておりますけれどもーの人生を全うしたい、つまり、残りの人生を病室でなく我が家で家族と一緒に人間らしく過ごしたいということを熱望される方がふえてきたと聞いております。つまるところ、緩和医療の目指すところは、患者さんに対して単なる時間的延命を図るのではなく、少しでもＱＯＬの高い状態でその人らしい人生を全うできるよう援助するということであります。患者さんの持つ身体的な苦痛だけでなく精神的な苦痛、なぜ人は死ぬのか、なぜ私なのか、私の人生は何だったのか、死んだ後はどうなるのだろうといった魂の苦痛を和らげるために、ご家族の方々を含めてチームとしてかかわっていくというものであります。

しかし、緩和医療に対しましてはいろいろな誤解もありますし、超えなければならない問題もあります。例えば、医療の目標が、疾患の治癒、病気を治すことと患者さんの延命、命を延ばすことだけにあるとすれば、緩和医療はその逆で、死をみとる医療、苦痛の緩和、ＱＯＬの向上にありますから、延命から緩和へということを理解してもらうことがなかなか難しいと言えます。また、緩和医療は生の最期に来る死と考えるのではなく、まず死を認めてから死に至るまでの生を援助するという医療ですから、見捨てられた、見放されたと誤解されてしまうこともありましょう。加えて、現在の医学界にありましては、延命医療に熱心な医師は多いが、緩和医療に関心を持っている医師は少ないと言われていたこともあるようであります。さらに、このことが一番多いと思いますが、患者さんが、がんだというように病名を知らされないままに治療を受けているということでもあります。

以上、緩和医療の現状と問題点について考えてまいりましたが、日本では年間三十万人を超えるがん患者の死亡者の中で、緩和ケア病棟での死亡者はわずかに、二%だと言われ

ております。同時に、末期医療を在宅で受けたいと希望している患者さんは、広島県の調査でありますけれども、患者調査では四割に上ると言われていることを考えますと、緩和医療に対する実践がまだまだ進んでいないことを証明しております。ホスピス発祥の地である英国では、がん患者の三分の二が自宅で亡くなると言われているのです。しかも、緩和医療施設のない奈良県にありましては、行政としても一日も早く真正面から取り組んでいただかなければならない重要課題ではないかとの思いを込めて、知事にお伺いいたします。

第一は、緩和ケア病棟の県内への一日も早い設置についてどう考えていらっしゃるのか、やさしく温かいハートをお持ちの知事のご決意をお聞かせください。

第二は、先ほど広島県の患者調査の結果を申し上げましたが、県内の病院に入院なさっている患者さんの中にも、人生の最期をご家族の方々とともにご自宅で心静かに過ごしたいと思っていらっしゃる方は多いと思います。そのことを踏まえ、在宅緩和ケア体制についてどう考えていらっしゃるのか、ご所見をお伺いいたします。

次に第二点は、県に移行される日本育英会の高校奨学金制度のあり方についてであります。

一昨年までありました奈良県における同和対策の奨学金制度は、同和対策特別措置法ができる以前から奈良県が国に先駆けてなされた教育対策でした。昨年、同和対策奨学金の廃止に合わせて、一般対策としての県高等学校奨学金制度が創設されました。創設に当たって、県並びに県教育委員会が精力的に働きかけをされたことに心から感謝と敬意を表します。この間、部落解放同盟や教育関係団体などを中心に、全国各地で展開された奨学金改善・拡充運動がこれを後押しする力となっていたことも忘れてはなりません。その結果、全国三十一府県から四十五都道府県に高校奨学金制度が一挙に広がることになりました。

ご承知のように、小泉内閣の推し進める特殊法人改革によって二〇〇五年度より日本育英会が廃止され、大学の奨学金は日本学生支援機構に、高校の奨学金は都道府県に移行されることとなります。それに伴い、約二千億円とも言われる原資が交付金の形で全国におろされてくることになるとも聞いておりますが、国は移管後の制度づくりを各都道府県の裁量に任せるとしております。現在あるさまざまな奨学金制度を利用されている生徒は二千五百名を数え、有効に活用されております。新設された県高等学校奨学金におきましても、四百名以上が利用されているとお聞きしております。この事実は、子どもたちの教育権を保障する上で奨学金が重要な役割を果たしていることを如実に示しております。

今日の長引く景気低迷と雇用不安のもとで、奨学金のニーズはさらに高まっております。日本育英会が掲げるエリートを育てる育英主義でなく、必要な人はだれでも利用できる奨学金が求められているのであります。なぜなら、日本育英会が設けている評定平均三・五以上という成績条項では、全体の三分の二に当たる生徒が奨学金を受けられないということになるからであります。現在、県下の多くの団体が協力して、奨学金制度の改善、充実を求める署名運動を展開されています。その中でも成績条項の撤廃が強く求められている

のです。また、緊急採用や入学支度金などを求める声も高まっています。経済的理由で進学を断念する子どもたちを出さないよう、二〇〇五年度から始まる奨学金制度の充実を強くお願いするものであります。全国に先駆けて取り組んでこられた奈良県だからこそ、充実した内容の奨学金制度にしていきますという強い知事のご決意をお示しいただきたいと思います。

また、二〇〇五年度からの開始であれば、遅くとも来年の秋ごろには新制度の具体的な内容が明らかにされるべきだと考えます。なぜなら、学校現場や関係機関に新制度の内容を周知徹底し、それを子どもや保護者に知らしめるためには十分な時間の確保が必要だからです。そうでなければ、進学を希望する子どもや保護者が感じている不安を払拭できません。国の方針が定まらなければ県も検討のしようがないという面もありましょうが、現時点でどのような日程を持っていらっしゃるのか、教育長にお伺いいたします。

第三点は、保育行政についてであります。

幼児教育の重要性につきましては、ことさらに述べる必要はないと思います。乳幼児期をいかに育てるかによってその人の一生が左右されると言っても過言ではないということは、広く認識されているところであります。〇歳児保育でももう遅い、胎児教育が必要だと言われて久しいものがあります。そんな中で、国も県も市町村も全力を挙げて保育行政に取り組んでいただいておりますことに敬意を表します。それでも、県民の方々からは保育行政に対する不満や要望、提言がなされているのも、これまた事実であります。

現在県内では、県所管、奈良市所管を含めて、平成十五年四月一日現在で、公立保育所百二十九園、私立保育所六十五園、計百九十四所・園で一万九千六百七十七人の〇歳児から六歳児までの保育を行っていただいております。さらに、いろいろな事情で認可外保育施設でお世話いただいているお子さんが、県所管、奈良市所管を含めて、平成十五年三月三十一日現在で、事業所内保育施設三十四カ所で五百九十八人、へき地保育所二十一カ所で三百六十五人、その他の認可外保育施設四十三カ所で七百六十一人いらっしゃいます。それでもまだ待機されているお子さんが県内で百六十五人ぐらいいらっしゃるのです。この現状を踏まえてお聞きいたします。

一つは、一日も早く保育所や保育園で集団生活をさせたいが、入れないで待機されているお子さんが全員速やかに入れるために、県としてどのような対策を立てていらっしゃるのでしょうか。

二つは、認可外保育施設に関してであります。公立における保育時間の問題や保育士の高齢化、私立の定員問題などにより、働いていらっしゃるお母様方は、長時間保育していただける認可外にお世話にならざるを得ない状況があります。東京都では、都独自の認証保育所制度をつくって、一定基準をクリアした施設に対する補助制度を設けております。本県では今日まで、認可外保育施設をどのように位置づけ、どのような支援策を行ってこられたのでしょうか。

三つは、子どもたちや保護者にとりましては、保育環境が十分に整い、保育内容が充実しており、保護者負担が同じような状況であれば、どこの施設で保育していただいてもいいわけであります。しかし、現実にはアンバランスな状態にあります。県としては、いつでも待機者ゼロにするための細やかな緊急対策と同時に、公立、私立、認可外保育施設に対して、計画的で公平な対策がなされることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

四つは、保育施設にお子さんを預けていらっしゃる保護者の方々に対する取り組みについてであります。

本来は、三歳ぐらいまでは自宅でお母さんがそばに寄り添って、温かいぬくもりの中で育てられることがベストだと思います。しかし、いろいろな考え方や事情の中で、保育施設での保育を選んでいらっしゃるわけであります。そんな中で最近、保護者の方々の、子どもの保育や保育施設に対する姿勢が話題になるようになってきたようです。

保育施設に預けたのだから、しつけも含めて何もかも先生方にお任せしてしまうという風潮があるということでもあります。加えて、集団生活のすばらしさの中にお子さんを預けながら、集団の中の我が子にしか関心が向かない保護者の方がふえてきたということでもあります。「運動会 ビデオじゃ我が子 一等賞」という川柳がありましたが、運動会で五、六人が一緒に走っていても、我が子の姿だけを追いかけていらっしゃるからです、ビデオには他の子どもさんの姿は写っていないわけです。それはそれでいいと思いますが、いろいろな場面で常に、何でうちの子だけとか、なぜうちの子には、というように不平や不満をぶつけてこられるような姿勢が多くなったようであります。我が子も集団の中の一人だという認識をなかなか持っていただけないということでもあります。

保育施設の先生方や他の保護者の方々と一緒に力を合わせて、我が子もお友達も思い切り能力を伸ばし、美しく、やさしい心を育てるんだという気持ちを持っていただけのよう、保護者の方々へのアプローチを考えることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

以上四点にわたって、こども家庭局長にお伺いいたします。

第四点は、子どもの読書推進活動についてであります。

平成十三年十二月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、県や市町村は、国が策定する基本計画に基づいて、子どもの読書活動推進計画を策定して、読書によって子どもの健やかな成長を促進することになったものであります。私は、子どもが本に親しみ、読書習慣を身につけるのに法律までつくらなければならなかったのかと思いますと、情けない気持ちになります。読書するのに本を手にするものの難しかった、できなかった時代ならいざ知らず、あふれんばかりに多種多様な本があり、ほとんどの人が気軽に本を手にするのできる時代においてをやとの思いがあるからであります。法律はなくても、今日まで全国各地で読書活動を通じた教育は数多く行われ、大きな成果を上げてきた事例はたくさんあります。

一つの例を申し上げたいと思います。宗教学者で白鳳女子短期大学の初代学長をされていました山折哲雄先生が四、五年前、ある本のインタビュー記事の中でこんなことをおっ

しゃっておりました。先生が平成九年三月に退官された国際日本文化研究センターの教授をされていたころの話でございます。

国際日本文化研究センターの教授たちが、近くの小学校で授業することになった。僕は国語を担当したわけですが、宮沢賢治の童話を教材にしました。「風の又三郎」や「注文の多い料理店」などを語り、賢治の童話は風が吹くところから始まって、風が吹いて終わる作品が多い。そのことを紹介し、風と人間の関係についても話をした。五十分間の授業でも、子どもたちは少しでも退屈な話をするとザワザワしますから、大変苦労しました。でも、その授業を子どもたちは喜んでくれ、それがきっかけで、その小学校の秋の学芸会で、私が担当したクラスは宮沢賢治の童話の芝居を上演したんです。僕は当日見に行けず、後日ビデオで見せてもらいましたが、すばらしいものでした。僕にとっては、そういう交流が大変おもしろかったし、学ぶところもたくさんあった。こう語っておられました。

読書は、知識を得、心が豊かに養われることはもちろん、文章を書く力、話す力、観察する力、考える力、判断する力、創造する力など、多くの力を身につけさせてくれるものだと思います。同時に、読書によって多くの感動を与えられるのも確かだと思います。本県におきましても、今日まで小・中・高校の学校教育の中でも既に数多くの読書教育の成果を上げてきていらっしゃると思います。そこで、教育長にお伺いいたします。

まず、平成十三年十二月の法律制定を踏まえ、国の基本計画に基づき、読書活動推進計画を策定されたと思いますが、県下の各学校に対する進捗状況と、各学校においてどのような具体的なお取り組みが始まっているのか、お聞かせください。

次に、市町村、各学校で活発化してくるでありましょう読書推進活動の成果を踏まえ、それをきっかけにして、先ほど申し上げました山折先生のお話のように、次のアクションを起こすことのできるような取り組みを県や市町村の段階で考えることが必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

第五点は、県立榎原公苑一帯の整備についてであります。

榎原市や近隣市町村の発展を考えますとき、二大シンボルになるのが近鉄の八木駅と榎原神宮前駅だと、私は思っています。なぜなら、八木駅は中南和地域のターミナル駅で政治経済の中心駅であり、榎原神宮前駅は飛ぶ鳥の飛鳥時代の文化、歴史、伝統を発信する駅だと、私は位置づけているからです。そして、このような位置づけに基づいて、二つの駅一帯は整備されるべきだと思っていますのであります。八木駅前整備につきましては、榎原市が中心駅前にふさわしいまちづくりに鋭意ご努力いただいているところであります。本日の質問におきましては、榎原神宮前駅一帯にスポットを当てて所見を申し上げ、認識を新たにしてお取り組みをお願い申し上げたいと存じます。

榎原神宮前駅一帯には、駅名にもなっておりますように榎原神宮があり、神武天皇御陵も置かれております。榎原神宮には、正月の参拝をはじめ紀元祭や神武祭などを中心に、訪れられる観光客は年間三百六十万人を数えると言われております。ちなみに、榎原市を訪れられる観光客は年間三百九十万人と推計されております。また、榎原神宮前駅前の表参

道、裏参道は、昭和六十一年度、六十二年度に、日本の道百選にも選ばれているところであり、美しい木立の下を散策できる喜びは他のところと比べがたいものがあります。しかし、平成十年の台風で神宮の森の樹木も大きな被害を受けました。その後宮内庁は、維持管理として倒木等の整理のために、日本の道百選沿いの樹木を広範囲にわたって伐採してしまい、いとも哀れな姿の参道になってしまいました。シンボルとして重要なこの参道の景観を守り育てることは極めて重要なことであり、今後、維持管理のための木竹の伐採であっても必要最小限にとどめることはもちろん、参道の景観維持について、宮内庁、神社庁、そして檀原市、県の関係部局がしっかりと連携して取り組んでいただきますよう、強く申し上げておきます。

さらに、この地域は県にとりましても、県立檀原公苑として体育施設、文化施設、大和中央自転車道などがその偉容を誇っているところでもあります。しかも、このようなすばらしい自然環境の中にありますのが県立檀原図書館であり、かつてありました檀原会館であります。しかし、この図書館は、平成十七年オープンを目指して奈良市大安寺町に鋭意建設が進められております（仮称）新奈良県立図書館が、総合情報センターとして、より高い機能を有する図書館に生まれかわることにより、廃館となることが平成十二年に決まりました。また、檀原会館は、平成十年の台風により甚大な被害を受け、残念ながら取り壊されました。跡地はいまだにそのままであります。

先ほど来申し上げておりますように、檀原神宮に参拝される年間三百六十万人の方々が、檀原神宮だけでなくこの周辺一帯に足を延ばしていただき、こんもりと茂った森の道を歩きながら、悠久の歴史を刻む檀原市のロマンにひたっていただきたいのであります。そのためには、神宮の森には飛鳥時代の歴史にふさわしいモニュメント等を美しく配置し、県立檀原図書館跡や檀原会館跡地は歴史、文化、芸術の学びの場、交流、憩いの場としてよみがえらせるのが最良の考え方ではないかと思います。

今申し上げましたことは私一人の考えではなく、檀原神宮前駅前一带の景観こそが、檀原市に住んでいる者の大きな誇りであり、幸せでもあるとご提言いただいている方々がたくさんいらっしゃることも申し添えておきます。本日は、傍聴席に檀原市議会議員の先生方が数名お見えでございます。県立檀原図書館跡や檀原会館跡地について、周辺の景観とマッチした今後の利活用をどのように考えていらっしゃるのか、教育長にお伺いいたします。

あと二点、要望を申し上げることにしておりましたが、再質問の時間をとりたいと思いますので時間がなくなりましたので、要望二点につきましては直接、知事、教育長に申し上げさせていただきたいことをお許しいただいて、この壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（国中憲治） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）三十二番大保議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点は、緩和医療対策について、その中でも県内への緩和ケア病棟の早期設置についてのお尋ねでございます。

本県の緩和ケア病棟、いわゆるホスピスの現状は、議員からお述べいただいたとおりでございます。県内へのホスピスの設置については、県民の方々から強い要望があると、さよう承知しております。とりわけ、ただいまは緩和医療、ホスピスケアにつきまして、施設の必要性とか、あるいはケアの環境とか支援の課題、患者の真の希望とか心理状態への関心など、現状と問題を具体的に提起していただきました。私もお説のとおりだと考えておりまして、それだけに、病棟や病床の施設を単にそろえるという発想ではなくて、十分に熱意と関心を持って対応していただける病院を選びたいと、こういう希望を持っておりまして、そういう気持ちでこの問題と取り組んでいる次第でございます。

そのため、県では、先ほどご質問でお触れいただきましたように、県内の病院に対して、ホスピス設置の意向、またその時期を打診しております。そして、早期の設置に意欲のある病院に、計画の概要などを聴取しているところでございます。これは相手があることでございますので、現段階で具体的な説明は控えさせていただきますが、ホスピスの早期設置に意欲のある病院から具体的な計画が提示され次第、その計画実現に対して県としてどのような支援ができるのか、この点も検討いたしまして、県内に早期に設置されるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、在宅緩和ケア体制についてどのように考えているかと、こういうご質問でございます。

終末期医療に関する患者や家族の考え方も多様化してきているようでございまして、自宅で実際に終末期を過ごす在宅緩和ケア、そういう名称で特に言われているわけではないですが、事実はだんだん行われつつあるようでございます。また、今もご質問でお触れいただきましたように、人生の重要な期間の一つとして、質、量、双方の観点から、そのあり方については真剣に検討を進めるべき課題だと考えております。本年七月に県医師会が取りまとめた終末期医療に関するアンケート調査によりますと、回答のあった医師の約四割は、百二十三名の方ですが、在宅での終末期医療を経験しているとお答えになっているようでございます。また、各地域の医師がこういう点で大きな役割を果たしていることは、ある意味で心強い印象を持った次第でございます。別途、県立医科大学附属病院におきまして、麻酔科を中心にいたしまして、関係する医師、看護師等が集まって奈良緩和医療研究会が組織されております。終末期医療の向上を目指した研究が行われているところでございます。

県といたしましては、患者や家族が安心して在宅緩和ケアを選択できるように、こうした県医師会や県看護協会など在宅緩和ケアを実際に担っていく関係機関と協議しながら、この種の研究会の設置、あるいは講演会の開催など、発展的な検討を進めていきまして、在宅緩和ケアの体制づくりとそのケアの内容の向上を進めてまいりたいと、さように考えております。

次に、奨学金の話でございます。日本育英会が改組されて独立行政法人になる、これに関連いたしまして高校奨学金が県に移行すると、こういうことになることが予定されております。その際、前後いたしましたが、一昨年来のそういう新しい制度の発足に伴いましての動きを評価していただいて、過分のお言葉をいただいたということで、感謝を申し上げます。

国において、日本育英会の解散に伴い、日本育英会高等学校奨学金事業を都道府県に移管した上、平成十七年度からそういう形に移行する、こういうことが想定されているわけでございます。率直に言います、いよいよ改革の時期が迫ってきたというふうに感じている次第でございます。まず肝心なところは、これを県でしっかりと受けて立たなきゃいけませんので、これまでの貸与水準を維持するために、それが可能になるように都道府県に対し適切な財源措置を講じていただく、こういうことが必要でございます。そういう点から言いますと、現時点ではそうした点がわかるような詳細は明らかにされていないと、こういう現状でございます。

現在、本県高校生が利用している主な奨学金制度は、昨年度創設した高等学校等奨学金をはじめとして七つの制度があることとなります。それぞれの奨学金制度の趣旨、目的により、個々の実情に見合った利用が現在なされていると考えている次第でございますし、また、こうした奨学金制度、これまでの生徒の教育機会、あるいは社会的、経済的自立を図る上で大きな役割を果たしてきたと、こう考える次第でございます。また、いろいろその内容について、成績とかそういうことをどう勘案するかと、こういう改善の問題点もあるわけでございます。そういう充実を図っていきたいと考えておりますが、ただ、厳しい経済情勢の中でいよいよニーズも高まってくると思われる次第でございます。奨学金制度そのものは役割が大変大きくなってくると、こう思っている次第でございます。

しかし、これに対して、移管された段階で県がしっかりとこれに対応できるという素地が必要でございます。そういう点から、やはりいろいろ内容の点もございしますが、県の財政等の実態を踏まえた十分な財政措置が講じられるよう、積極的にそうした点の要請活動を展開してまいりたいと考えております。また、国の動向、他府県の検討状況を勘案しながら、平成十七年度の創設に向けて、そうした奨学金制度の内容も十分検討してまいりたいと考えております。現段階でちょっと具体的なことを申し上げられるところまでまいっておりませんので、そういう姿勢でご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 橋本こども家庭局長。

◎こども家庭局長（橋本弘隆） （登壇）三十二番大保議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、保育行政について四点のご質問がございました。

まず一点目は、待機児童が速やかに入所できるように県としてどのような対策を講じているのかというお尋ねでございます。

保育所の入所待機児童数は、市町村からの報告によりますと、平成十五年四月一日現在で県全体では百六十五名となっております。このうち、中核市の奈良市を除きます県所管区域で四十名、奈良市で百二十五名という状況でございます。これまで待機児童を解消するために保育所の施設整備を積極的に推進してまいりました。また、職員や施設の面から受入れ体制のある保育所にありましては、定員を超えて入所させる等の入所の円滑化の措置を講じることによりまして、待機児童の解消に努めてきたところでございます。

待機児童を解消するための施設整備につきましては、平成十一年度から十三年度までの三年間で、奈良市を含めまして、創設等十二カ所で四百七十一名、昨年度におきましては、奈良市が中核市に移行いたしましたことから、奈良市を除く市町村の区域において、創設等三カ所で二百七十名の定員増を図ってきたところでございます。また、本年度におきましては、増改築等四カ所で七十一名の定員増を図る予定であります。これらによりまして、待機児童の解消に一定の成果を見ているところであります。今後とも、市町村が保育所の待機児童の解消に向けまして積極的に取り組まれるよう十分協議をいたしまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、二点目と三点目のご質問は、県として認可外保育施設をどのように位置づけ、どのような支援を行ってきたのかということと、公立、私立、認可外保育施設を計画的で公平な対策がなされることが大切であるとするが、どうかというお尋ねでございます。

認可外保育施設が利用者の需要にこたえて保育の一端を担っていることは否定できないものの、その施設設備や保育水準は施設によって相当の格差があるのが実情であります。県では、認可外保育施設において適正な保育環境及び保育内容の確保が図られますよう、従来から保育従事者の数や資格、保育室等の構造設備及び面積、非常災害に対する措置、保育内容等について指導・監督の基準を設けまして、基準に適合しない施設については改善を指導してまいりました。また、保育水準や利用する児童の処遇の向上を図るために、県が主催する認可保育所の保育士を対象とした研修への参加を要請いたしますとともに、認可外保育所のみを対象とした研修も実施しているところでございます。

さらに、本年度からは、〇一五七や結核等の集団発生を防止し、入所児童の衛生及び安全の確保に資するために、認可外保育施設職員の健康診断に係る補助を実施することといたしました。また、平成十四年十月一日から、一定の認可外保育施設について届出制が導入されまして、施設設置者に対しまして、設置の届出、毎年の運営状況の報告、保育内容等の掲示、あるいは利用者への契約書面の交付等が義務づけられました。これら法改正の趣旨を踏まえまして、指導・監督の一層の充実を図りますとともに、地域の住民に認可外保育施設の状況について情報提供を進めているところであります。認可外保育施設につきましては、その施設設備の状況や保育水準において、認可保育所と比較して格差があるのが実情であります。このため、認可外保育施設から相談があれば、県としても認可保育所への移行促進を図る補助制度もありますので、その活用を含め、相談に応じているところでございます。

次に四点目は、保育施設の先生や保護者の方が一緒に力を合わせて子どもを育てていくため、保護者に対するアプローチを考える必要があると考えるが、どうかというお尋ねでございます。

家庭の養育を補完する保育所におきまして、子どもが集団生活の中で健全な心身の発達を遂げるためには、保護者の保育に対する適切な理解や協力が不可欠でありまして、そのためには、親が子どもとのかかわりにおいて親として成長していくことを支援することも必要だと考えております。保育所におきます親への支援につきましては、従来から園庭開放や子育て相談、子育てサークルの育成、支援や子育て学習会の開催などさまざまな場の活用によりまして、親の支援も含めた子育て支援が展開されているところです。このような場におきます保育士とのかかわりや親同士の交流を通じて、みずからも親としての自覚を高めますとともに、子育てに関する健全な良識を磨いていただくことが必要ではないかと考えております。県におきましては、「新米パパの子育て読本」や「親学サポートブック」の作成、発行により、子育て情報の提供とともに親としての自覚を促しているところでありまして、今後とも子どもと家庭に関する施策については、親の支援も十分留意して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）三十二番大保護員のご質問にお答えをいたします。

一つ目は、日本育英会高校奨学金制度の新制度への移行についてのお尋ねでございます。

日本育英会につきましては、独立行政法人日本学生支援機構法により、本年度末をもって解散することになります。これを受けて、これまで実施してまいりました日本育英会大学等奨学金業務は平成十六年四月設立予定の新機構が継承いたしますが、日本育英会高等学校奨学金事業につきましては、特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、都道府県へ移管されることになっております。

国におきましては、この日本育英会高等学校奨学金事業の都道府県実施を平成十七年度入学生からと想定しておりまして、平成十六年度につきましては、従来の日本育英会高等学校奨学金事業を新機構が特例的に実施することとなっております。このため教育委員会では、中学校、高等学校、そして市町村教育委員会に対しまして、新機構の設立に伴う日本育英会奨学金事業の取扱いにつきまして七月に文書で通知をいたしまして、八月には高等学校に対しまして説明会を開催するなどいたしまして、生徒、保護者の皆さんが不安を抱かないように周知を図ったところでございます。現時点では、国の財政措置など移管内容の詳細がまだ示されていない状況でございまして、引き続き国の動向や他府県の検討状況を注視しながら、平成十七年度の創設に向けまして制度の検討を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

二つ目は、子どもの読書推進活動についてでございます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による国の基本計画を踏まえまして、本県におきましても本年七月に奈良県子ども読書活動推進計画を策定し、公表したところでございます。従来から学校におきましては「学校図書館便り」や「良書のすすめ」などを作成いたしまして、児童生徒の読書活動の推進に取り組んだり、各教科の学習でも、調べ学習などで積極的に図書館を活用した学習が展開されております。

また、奈良県教育懇談会からも、児童生徒に表現力や想像力、集中力を培うため、すべての小中学校で読書タイムを設定し、読書の習慣づけを図るべきとの提言をいただいております。本年度、県内で読書の習慣づけの一環として一斉読書の時間を設けているのは、小学校で、実はこれ、毎日、あるいは週に数回、週に一回、あるいは月に数回、月に一回等も含めましてでございますが、一斉読書の時間を設けておりますのは小学校で七四％、中学校で五二％、高等学校で三六％でございます。いずれの学校段階におきましても昨年度の調査に比べまして増加をいたしております。今後とも各学校において、一斉読書や読書週間等の設定などにより、子どもたちの読書意欲をさらに高め、生活の中での読書の習慣化を図るように、さまざまな機会を通じて指導していきたいと考えております。

なお、本県では、奈良県子ども読書活動推進計画を具体的に展開していくために、県、市町村、学校、図書館、ボランティアの方々等ご参加をいただきまして奈良県子ども読書活動推進会議を設置し、この九月に第一回の会議を開催させていただきました。県といたしましては、この推進会議の中で、子どもの読書活動を普及啓発していくための方策や、関係機関・団体等の連携・協力方策について幅広く検討していただき、全県的な推進活動を展開していきたいと考えております。

三つ目は、県立橿原図書館跡や橿原会館跡地についての今後の利活用でございます。

県立橿原図書館につきましては、昭和十五年二月に建設をされ、その後昭和四十八年に館内の改修工事がなされているものの、築後六十年余りが経過している一部二階建ての木造瓦ぶきの建物で、現在奈良市大安寺西町に建設中の新県立図書館の竣工に合わせまして閉館することといたしております。また、橿原会館は、平成十年秋の台風七号で甚大な被害を受けまして、その結果、解体、撤去されましたが、橿原会館は本県にとって歴史的・文化的意義の大きい建築物であったため、各方面からの意見も踏まえまして、早急な跡地利用は考えず、今日までその価値を顕彰してきたところでございます。いずれにいたしましても、今後の利活用につきましては、周辺に展開する県の文化・スポーツ施設をはじめ、それらを取り巻く自然環境及び、これらの施設が本県の文化・スポーツ振興の中心的な施設として活用されてきた経緯等も踏まえながら、適切な活用方法を見出したいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 三十二番大保親治議員。

◆三十二番（大保親治） ご答弁、ありがとうございました。

緩和医療につきましては、知事も一日も早く未設置の状況を解消したいという強いお気持ちを示していただきまして、ありがとうございました。私は、奈良県立医大病院に一日も早くそういう病棟ができればと思っておりますが、医大病院がすべての条件をクリアするのには、今からスタートしても七年か八年かかると言われているようでございます。医療機能評価等を受けるということになると、そういったことになるようでございまして、それまで待っているわけにいきませんし、そういう意味では、民間の意欲ある病院の方々と一緒になって、この未設置の状況を一日も早く解消していただきますように、心からお願い申し上げたいと思います。

延命治療と緩和医療は、端的に言うとうどういう違いがあるのかといいますと、延命治療であれば、例えば、本当にもう元気なときからおふろの好きな患者さんが、おふろに入りたいと言ったら、絶対ノーなんです。断じておふろには入れないというやり方ですが、この緩和医療になりますと、私たちが見守っておりますから、どうぞおふろに入りますように、こういう形に変わってくるわけですね。そういった違いをどう認識していくのかということも大変難しい問題だと思いますが、一日も早く解消になりますようにご期待申し上げたいと思います。

奨学金につきましては、子どもの向上心にどうこたえるかという社会の善意としてこの奨学金制度をとらえるべきであろう、こんなふうに思います。そのためには行政が範を示すことが必要であろうと思います。財政措置も当然大事なことでありますが、貸与条件等の緩和をしながら、さらにやはり行政が責任を持って、主体を持って真正面から取り組んでいくということが大切だと思います。より真摯なお取り組みをお願い申し上げておきたいと思います。

子どもの読書推進活動についてでございますが、大江健三郎さんがある新聞のインタビューか何かでおっしゃっていましたが、自分は何を通じて教育を受けたか、何が私を小説家にして人間をつくったのかという問いに対して浮かび上がるのが、中学校、高等学校のころの読書の大切さですと、こうおっしゃってありました。まさにそのとおりだと思います。本を読むことと、そして、本を読むことによって自分の言葉をつくること、それが人間関係を生かすことに教育がある、そういう意味の教育がある、こうおっしゃっていましたが、まさにそのとおりだと思いますし、そんな意味で、この読書推進活動がさらに見事な輪を結んでいただきますように心からご祈念を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（国中憲治） 次に、十五番神田加津代議員に発言を許します。――十五番神田加津代議員。（拍手）

◆十五番（神田加津代） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、これから、本日最後の一般質問となりました。多分皆様お疲れのご様子ではございますけれども、大保先輩議員に続いての檀原選出の議員、檀原タイムにおつき合いいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速、質問に入らせていただきます。まず第一問、ケーブルテレビ事業等、情報化施策の推進について、総務部長にお伺いいたします。

県の情報化施策についてお伺いします。最近、私の住まいの橿原市においてケーブルテレビの工事が実施されております。また、昨年度の補正予算で計上した大淀町のケーブルテレビ整備に続き、今議会でも黒滝村における新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の補正予算案が提出されているところであります。ケーブルテレビが、テレビ難視聴地域の解消だけでなく、インターネットの高速大容量回線としての利用に有効であると聞き及んでいるところですが、県下全域におけるケーブルテレビ事業の今後の展開についてお聞かせいただきたい。

また、国においては、e-Japan、エレクトリックジャパン戦略に基づき、二十四時間三百六十五日ノンストップ・ワンストップの行政サービスを提供するため、オンライン申請ができる仕組みづくりを始めたとお聞きしています。本県においても、このケーブルテレビ設備等の情報通信基盤を活用した行政サービスの充実を積極的に推進すべきと考えますが、県の考えをお聞かせいただきたい。

次に、子ども家庭局長にお聞きいたします。地域子育て支援センターの活性化についてお伺いいたします。

昨年十二月の県議会で少子化対策について質問させていただきました。その際、多様な少子化原因の一つとして、育児そのものに対する不安感、あるいは負担感を指摘したところです。平成十二年度の国勢調査によると、奈良県における女性労働力、とりわけ育児期に当たる三十代女性の就業率は全国最下位であり、しかも、核家族の世帯割合は全国で第二位となっております。つまり、奈良県は共働きが少なく、母親が在宅で子育てをする傾向にあるとされているのです。子育てに自信をなくした母親の七割が専業主婦との結果も出ています。

この状況、つまり子育ての負担や不安を減少あるいは解消するため、市町村では地域子育て支援センター事業を実施されているところであります。この地域子育て支援センター事業は、平成十五年度は二十一市町村、公立の保育所等で十カ所、民立の保育所で十一カ所で実施されております。今の時代に要請される地域の子育て支援を担う基盤事業であるからこそ、県においても平成十五年度予算で七千六百万円余りを計上され、その事業の推進に積極的に取り組んでおられることと存じます。各地域子育て支援センターにおいては積極的に活動がなされていることと思いますが、中には活動が低調であるセンターもあると聞いております。この事業も、最も早いもので平成五年度から実施されており、ともすればマンネリ化していることがあるかもしれません。

一方で、今年度から県では新規事業として、つどいの広場事業を創設され、橿原市などで実施されています。この事業は、子育て中の親子の交流、集いの場を提供するという事業であり、毎日たくさんの親子が訪れ、子育ての不安の軽減や地域からの孤立解消に効果が期待され、今後ともこの事業の積極的な展開が望まれるところです。それに加えて、従

来からの地域子育て支援センターについても、一層の事業内容の充実を図る、あるいは、センターの配置箇所を特定の保育所に固定せずに、他の子育て資源の状況も考慮して、配置がえを行うなどにより活性化を図り、地域における総合的な子育て機能を充実させることも必要であると考えます。また、育児の悩みは多種多様にわたっており、将来とも適切な対応をするために、地域子育て支援センターにおける相談事例や指導内容を集積して、それらを共有化して、センターの相談機能の強化を図ることも必要であると思われます。地域子育て支援センターの活性化や相談機能の強化について、県の所見をお聞かせください。

次に、中小企業支援センターの移転後の状況について、理事にお伺いいたします。

政府の発表する九月の月例経済報告では、景気の基調判断を、前月までの「おおむね横ばい」から「持ち直しに向けた動きが見られる」に上方修正し、企業の設備投資の増加や輸出の持ち直し、アメリカ経済の回復基調などを背景に景気の先行きに明るさが広がっているとの認識が示されています。もちろん一刻も早い景気の回復を歓迎するものではありますが、現在、中小企業を取り巻く環境は誠に厳しいものがあります。奈良県内の中小企業にとりましては、まだまだ景気回復の兆しが見えないというところが大勢であると認識いたしております。言うまでもなく、地場産業並びにそれに携わる中小企業は、奈良県経済の活力の源泉であります。また、近年は、起業家や若者が、情報通信ネットワークを利用して小規模事業所や自宅で仕事をする独立自営型のワークスタイルであるＳＯＨＯが、新たな産業の担い手として注目されているところであります。私は平成十二年二月定例会において、ＳＯＨＯの振興を提案したところでありますが、県においてもそのような認識のもと、平成十五年度より中小企業支援センターにおいて、インターネット上にＳＯＨＯに関する受発注情報を掲載できるサイトを設けるマッチングシステムの構築に取り組んでおられるとお聞きしております。

さらに、平成十五年度から、企業の経営革新や新事業の創造を支援するための、なら産業活性化プラザを立ち上げ、従来奈良市登大路町にありました財団法人奈良県中小企業支援センターを、去る七月一日に奈良市柏木町の同プラザに集約、移転されたところです。本県において創業を目指す方々や、新製品の開発、新技術の開発、経営の向上を目指す中小企業を、それぞれのニーズに応じてきめ細かく支援することは、タイムリーかつ重要なことであり、そのために中小企業支援センターが果たす役割に期待しているところであります。長年親しんできた中小企業会館から移転し、県内中小企業にとって利便性は向上したのでしょうか。また、なら産業活性化プラザに集約、移転されたことを、現時点で県はいかに評価されているのか、お尋ねいたします。

次に、橿原市内の県道の整備状況について、土木部長にお尋ねいたします。

ご存じのように、橿原市は交通の要所であります。鉄道では、近鉄の大阪線、南大阪線、橿原線、吉野線が交差し、道路でも、主要幹線道路である京奈和自動車道、中和幹線、大和高田バイパスが交差あるいは起点となる、中和地区の中核都市であります。ところで、

道路は長距離移動の車が利用する道路なのか、生活圏で移動する車が利用する道路なのか、その機能の違いであるということがわかりました。さて、橿原市内の県道は、機能の高い主要幹線道路である京奈和自動車道、中和幹線、大和高田バイパスと、生活圏を支える橿原市道の中間的な機能を持ち、主要幹線道路と主要拠点、あるいは主要駅と主要拠点を結ぶ役目を担っております。

そこで、土木部長にお伺いいたします。橿原市に限らず中和地域の交通を円滑にするためには、主要幹線道路の整備とあわせ、県道の整備がポイントとなると考えますが、橿原市内の県道の全体的な整備状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、橿原市内の県道のうち、特に着目する路線である一般県道橿原神宮東口停車場飛鳥線についてお伺いいたします。

この県道は、主要駅である橿原神宮前駅と明日香村とを結ぶ路線であり、開通すれば駅からのアクセスが飛躍的によくなることにより、明日香村や橿原市の観光振興に加え、明日香村にお住まいの方の近鉄電車利用の利便性の向上ができる道路だと考えております。また、今現行の橿原神宮東口停車場飛鳥線は非常に狭く、渋滞をしておりますので、この進捗状況が大変気になるところでございます。一般県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の石川から和田地内の整備事業について、現在の進捗状況と、今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

質問の最後に、警察本部長にお伺いいたします。

近年の治安の悪さは目に余る状況となっております。六月議会で総務警察委員長を拝命して四カ月を経過し、委員長として、危険水域にある奈良県内の治安状況に歯どめをかけることができないか、思案する日々であります。とりわけ青少年問題については強い関心を持っていますところで、最近、少年少女たちが、夜ともなれば駅前広場やコンビニの周辺で、たむろや徘徊行為に及ぶ姿が日常茶飯事となっております。先日も、橿原市内のレストラン駐車場にミニバイクの十数名の若者がたむろし、所在なげに時を過ごす光景に遭遇いたしました。何かの拍子に暴走する可能性を否定できないとの印象を持ったものです。奈良県内における少年犯罪は、凶悪、粗暴化、さらに低年齢化が進み、中でも街頭犯罪の七五％が少年によるものです。これをこのまま放置することは、地域の衰退、ひいては国の衰退につながるものと思います。

本年七月、政府・自民党は、治安強化に関する緊急提言をいたしました。この中で、「国民は、治安の悪化に対して大きな不安感を抱いている。良好な治安なくして社会の健全な発展はなく、現状は一刻の猶予もない緊急事態である」と、現況の治安低下を深刻に受けとめた提言となっています。治安の改善へ、治安体制、とりわけマンパワーの強化を必要とし、治安関係職員の増員が不可欠としています。私ももちろん同感であります。全国の最近の警察による犯罪検挙率の低下も、マンパワー不足によることは明らかであります。緊急提言では、治安関係施設における収容能力の改善、治安活動を支える基盤整備、犯罪を抑止する社会づくり等にも言及し、治安回復への並々ならぬ決意が感じられます。治安

の安定は社会秩序を安定させ、地域発展の基盤となる、いわば国家の基本政策と言えるものです。

警察庁は、ことしを治安回復元年と位置づけ、治安の復活、新たな脅威への対応、警察改革のさらなる断行を推し進めています。現況における国民の不安を解消するため、緊急治安対策プログラムというものを策定し、今後三年程度をめどとして治安対策の推進を図ることになったと聞き及んでおります。また、治安確立の基盤として、今後三年間で警察官をさらに一万人の増員を図っていくことも含まれているようです。これは中央の動きではありますが、中には奈良県の実情に即して対応できる実践的な対策や施策も含まれているものと思いますし、また、発展的にとらえて実践すべき内容もあると思います。そこで、緊急治安対策プログラムの概要についてご説明をいただきたいと思います。

以上、五点の質問でございました。

次に、要望を一つさせていただきます。市町村合併に関する要望、これはもう代表質問あるいは一般質問の中でも何度か出てまいりましたし、また、知事のご答弁もすっかり記憶に残っているというところでございますが、私の中和地域の市町村合併も気になるところで、多分、山本議員も気にしておられることと思いますので、（笑声）要望させていただきます。

市町村合併について要望いたします。

さまざまな社会領域で制度疲労が起こり、新しい時代に即応するシステムが模索されています。その中で行政のあり方も例外ではなく、現在、平成の大合併と言われる市町村合併が全国で議論され、奈良県内でもさまざまな取り組みが進められております。私の地元橿原市は、桜井市、田原本町、三宅町、川西町、高取町、明日香村の七市町村で任意の合併協議会を発足させ、合併に向けた議論を重ねてまいりましたが、任意協議会から一歩足を踏み出す法定協議会へ移行する段階で、明日香村長が法定協議会への不参加を表明したため、残る六市町村においては、法定協議会へ移行して合併協議会を進めていくかどうかを検討しているところです。

ご承知のように、明日香村は日本人の心のふるさととして全国に飛鳥ファンを擁し、明日香特別立法によって地域そのものを保存するという、全国的にも極めてまれな自治体であります。全国各地の飛鳥を愛する人たちは、みずからのロマンをかき立て、明日香村の存続を求める署名運動をされましたが、明日香村の村内で暮らす村民の皆さんの生活を守るという点からすると、果たして明日香村が従来どおり単独で行政執行することが住民の利益にかなうかどうか、疑問を持つものです。少子・高齢化が進み、国、地方の財政が悪化するなど、各市町村を取り巻く環境が厳しくなる中、行政サービスを維持向上させるためには、市町村合併は避けて通ることのできない課題と考えます。本地域は、平成十二年度の国勢調査によると二十五万人を超える方々が住んでおられ、合併すれば特例市になることができます。

奈良県も新総合計画の中で、中和地方における拠点都市形成を重要な施策と位置づけておりますが、均衡ある県政の推進のためにも、中和地域での市町村合併は極めて大切です。明日香村の合併問題についても、全国に知られた飛鳥のイメージを損なうことなく、住民の方々の生活を守っていけるよう、知恵を出すべきだと思います。明日香という呼び名を残しながらの合併も一つの方策でしょう。

県は、合併問題を、当該する市町村や地域住民の自主的判断に任せておりましたが、奈良県全体の発展、生活水準の維持発展を図る立場から、そろそろ積極的に調整する段階に来ているのではないのでしょうか。柿本知事が、よっしゃ、いこうと、（笑声）ぽんと地域の市町村長の肩をたたいてあげていただきたい。ぜひこれまでより一歩進んだ支援態勢をされますよう強く要望いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（国中憲治） 滝川総務部長。

◎総務部長（滝川伸輔） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、県下のケーブルテレビの整備の見通しと、これらの情報通信基盤を活用した行政サービスの充実の見通しについてのお尋ねでございました。

まずご質問の第一点、ケーブルテレビ事業に関しましては、まず平野部におきましては、民間のケーブルテレビ事業者によりまして本年度末までに十四の市と町においてサービスが提供され、残る町村についても順次エリアの拡張が進められ、平成十九年度末にはさらに十一の町村で整備が行われるものと聞いております。一方、山間部の二十二の町村につきましては、議員もお述べのように、一つには山間地域のテレビ難視聴地域の解消、またインターネット環境の改善、さらには地上デジタル放送への円滑な移行といった課題もございますので、これらを目的として、第三セクター方式によるケーブルテレビの整備を推進しているところでありまして、大淀町に引き続きまして、今県議会におきましては黒滝村における整備に要する経費につきましてご審議をお願いしているところであります。県といたしましては、今後とも国の補助事業の確保に努めまして、平成十九年度を目途に山間地域二十二町村におけるケーブルテレビの整備を進めてまいりたい、このように考えております。

ご質問の第二点、これらの情報通信基盤を活用した、県民に対する行政サービスの充実についてであります。このケーブルテレビ網は、議員もお述べのように、放送のみならずインターネットなどの情報通信にも利用可能なものであります。

まず、放送面の利用では、第三セクター・こまどりケーブルが整備をする二十二町村におきましては、行政用に専用チャンネルを確保しております。地域に密着した情報提供を行うことが可能となるよう、こうしたチャンネルを確保しておりますので、各町村の実情に応じてよりよい情報提供を行っていただきたい、このように考えております。また、平野部を含めまして、より広域的な情報提供手段としても活用ができるのではないかと。例え

ば、災害など緊急時の情報提供などにつきまして、現在検討を進めているところであります。

次に、通信としての利用につきましては、映像などの大容量の情報交換が可能となりますので、一つには防災行政無線を補完するシステムとして活用できないか、研究を進めてまいることとしておりますし、医療、福祉、教育などの各分野における行政サービスを充実させるためのＩＴの利活用につきまして、各分野の担当部局と共同いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、ケーブルテレビ網の整備によりまして、各家庭に大容量の通信回線が届くようになりますものの、今述べたようなサービスを高速かつ効率的に行うためには、行政サイドにおいても高速で大容量の行政情報通信基盤を整備する必要がありますので、現在、そうした基幹的な情報通信ネットワークの構築に向けて取り組みを進めているところであります。また、現在県におきましては、電子奈良県庁推進の取り組みといたしまして、各種の申請等の手続をインターネットを利用して、いつでも、どこからでも行えるシステムを開発中であります。まずは一部の事務からでございますが、来年度から稼働を始めてまいりたい、そして対象事務を順次広げてまいりたい、このように考えております。なお、この申請等の電子化につきましては、住民サービスを向上させること、また効率的、経済的にシステムを運用するという両方の観点から、県と市町村が共同して運用推進をしていくことが必要ではないかと考えておまして、そうした方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 橋本こども家庭局長。

◎こども家庭局長（橋本弘隆） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、地域子育て支援センターの活性化についてのご質問で、センターの活性化や相談機能の強化についてのお尋ねでございます。

地域子育て支援センター事業は、保育所等を拠点といたしまして、育児不安等についての相談・指導や情報提供、子育てサークルの育成支援など、地域の子育て家庭を支援する事業でありまして、今般の次世代育成支援対策としての児童福祉法の改正により、市町村が行う子育て支援事業の一つとして位置づけられております。県におきましては、「結婚ワクワク子どもすくすくプラン」で、今後取り組む重点事業の一つとして位置づけ、その事業の推進を図ってきたところでございます。今後とも、この地域子育て支援センター事業が効果的かつ継続的に実施されることが必要であると考えております。このため県では、より一層効果的な事業の促進を図るために、地域子育て支援センターの交流会を開催いたしまして、各センターの参考となる特色ある事業の報告や、各センターが抱える事業実施上の課題や悩みについて意見交換を行いますとともに、各センターの連携の強化に努めてまいりました。これを契機として、各センター相互の主体的な交流も進んでいるところでございます。

センターの配置につきましては、事業実施主体である市町村が地域の実情に応じて配置するものですが、議員お述べのように、その配置がえも活性化を図る上で有効な手段であると考えられます。また、センターの保育士等が、地域内の他の保育所等の協力を得て、そこに出向いて相談・指導等を実施する等の新しい取り組みも進められているところです。本事業が円滑かつ効果的に実施されるためには、こども家庭相談センターや保健所等の関係機関や他の保育所、あるいは、議員お述べの、つどいの広場などの子育て資源との連携を密にすることも必要であると考えております。さらに、地域子育て支援センターにおける相談事例やそのノウハウを共有化することも、県全体のセンターの相談機能の底上げを図る上で有効であると考えられますので、プライバシーの保護には十分配慮しながら、各センターの参考となる相談事例の情報交換の場を設けるなど、その共有化に努めてまいりたいと考えております。

県におきましても、地域における子育て家庭を支援するために、県全体のかなめの機関として子育て家庭サポートセンターを十月十日に開設することとしておりまして、市町村の地域子育て支援センターと連携をして、子育てしやすい県づくりを進めてまいりたいと考えております。このようにいろいろな工夫を凝らしながら、子育て家庭が効果的にサービスを受けられるように、今後とも市町村に対して、事業内容の一層の充実や地域住民に対して周知を図り利用の促進に努めるよう要請してまいります。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 池田理事。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えいたします。

私には、奈良県中小企業支援センターが、なら産業活性化プラザに集約、移転しました、そのことについて県はどのように評価しているのかということでございます。

議員お述べのとおり、県内の中小企業を取り巻きます環境は、引き続き厳しい状況にあると認識しているところであります。このような経済状況の中で、独自性、機能性を発揮できる活力に満ちた中小企業を育成するため、平成十五年度から財団法人奈良県中小企業振興公社を奈良県中小企業支援センターに改めまして、去る七月一日には奈良市柏木町の、なら産業活性化プラザ内に移転をいたしました。経営、技術、金融の支援体制、これのグループ制の機能強化を行いまして、中小企業のための支援の充実を図ったところでございます。

移転後の状況でございますが、二カ月を経過しました八月までの相談状況を前年同期と比較しますと、企業数で、前年四十企業から七十二企業へ三十二企業の増加で、約八〇％の増でございます。件数でいきますと、五十件でありましたのが百十二件へ六十二件の増加と、約一二〇％増となっております。さらに本年度から、産研学連携によります研究開発を推進するため、大学等の研究シーズと企業の技術ニーズとのマッチングから、施策活用までを支援する産研学連携コーディネーターを設置いたしました。このことは、なら

産業活性化プラザでのワンストップサービスの利便性が向上し、中小企業の方々により広く活用いただけるものと評価しているところであります。今後とも、独立自営型のワークスタイルでありますＳＯＨＯを含め、中小企業者や起業家の悩みやニーズ等を的確に把握しまして、支援の一層の充実強化を図りますとともに、同センターの諸施策が積極的かつ有効に活用されるよう、さらにＰＲに努める所存であります。

以上であります。

○副議長（国中憲治） 南土木部長。

◎土木部長（南哲行） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、檀原市内におきます県道整備について二点お尋ねいただいております。

一点目といたしまして、檀原市内における県道の全体的な整備についてでございます。

檀原市内の県道のうち、広域的な交通を分担いたします主要地方道は檀原高取線ほか一路線ありまして、総延長約六・八キロメートルでございます。その改良率につきましては約七八％でございます。また、そのほかの一般県道でございますが、檀原神宮東口停車場飛鳥線ほか十一路線ありまして、総延長約二十二・五キロメートルでございます。その改良率は約七一％となっております。このように檀原市内におきます県道は、県内の平均的な整備状況に比べまして比較的進んでいる状況となっております。今後とも、京奈和自動車道等の主要な幹線道路の整備や、それに伴います交通状況の変化を踏まえながら、整備を進めてまいり所存でございます。

なお、平成十五年度末には、曾我町から新堂町間の京奈和自動車道の側道と、国道一六五号大和高田バイパスが完成することになりまして、従来から供用されております中和幹線等と連携することで、檀原市の中心におきます四車線の道路網の形成が図られることとなります。

次に、一般県道檀原神宮東口停車場飛鳥線の石川から和田地内の整備状況について、進捗状況、それから今後の見通しについてお尋ねいただいております。

一般県道檀原神宮東口停車場飛鳥線は近鉄檀原線の檀原神宮駅東口を起点といたしまして、明日香村飛鳥に至ります延長約三・三キロメートルの重要な観光ルートをなしている道路でございます。そのうち、檀原市内の石川地内から和田地内では人家が連たんしておりまして、幅員も非常に狭うございますことから、バイパス道路として平成七年度から事業着手しております。この事業区間のうち、和田地内に係ります用地買収は現在九四％に達しております。残る未買収地の取得に現在努めているところでございます。石川地内におきましては、用地測量を引き続き行っているところでございます。当該箇所は全線にわたって文化財の発掘調査が必要でありまして、買収の完了した箇所から順次実施しております。これらの調査が完了した区間、延長約二百メートルの区間におきましてこれまで工事を実施してきておるところでございます。今後とも、地元の方々や市の協力を得まして用地買収を行いまして、早期に事業完成ができるように努めてまいることにしております。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 高橋警察本部長。

◎警察本部長（高橋英樹） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えします。

緊急治安対策プログラムは、議員ご指摘のとおり、本年八月に警察庁が、危険水域にある治安情勢のもとで犯罪の増加基調に歯どめをかけ、国民の不安を解消するために策定したものでありまして、おおむね三年程度を目途として、実現に向けた取り組みを進めていくこととなっております、その対策内容の骨子は次の六項目となっております。一つ目は、犯罪抑止のための総合対策。二つ目は、組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策。三つ目は、テロ対策とカウンターインテリジェンス、すなわち諜報事案対策であります。四つ目は、コンピューターネットワーク等を利用したいわゆるサイバー犯罪、サイバーテロ対策であります。五つ目は、新たな政府目標の達成に向けた交通事故防止対策。六つ目は、以上の対策を実現するための治安基盤の確立という、六項目であります。

それぞれ概要であります。まず、犯罪抑止のための総合対策といたしましては、街頭犯罪、侵入犯罪抑止総合対策の推進、深刻化する少年犯罪への対応、重要犯罪等に対する捜査の強化の三点に着眼を置いた諸対策が盛り込まれております。また、組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策、テロ対策などにつきましては、国境を超えた組織的な犯罪やテロの脅威に対応していくために、情報の収集と共有、国際捜査協力をはじめ、国レベルでの情報交換等が行えるよう、国による指導調整機能の強化が挙げられております。さらに、交通対策として、今後十年間で全国の事故死者数をさらに半減させるという新しい政府目標の達成に向けて、新たな駐車違反對策や、悪質、危険性の高い運転行為への対策強化など、総合的な交通事故抑止対策の推進が盛り込まれております。

次いで、これらの対策を実施していくため、人的基盤の強化、留置施設の整備、治安関係機関との連携、警察業務のあり方の見直しなどのさまざまな面での治安基盤の整備が挙げられておりまして、特に地方警察官の増員につきましては、従来の増員計画に加え、新たに三年計画で一万人の増員を図るとされておりまして、このうち来年度は、従来の計画の増員分一千五百人に加えて三千人を新たに追加して、合計四千五百人の増員が要求されております。

この緊急治安対策プログラムには、当然本県警察が取り組むべき事項も多く含まれておりまして、犯罪抑止対策につきましては、本県においても、本年を奈良県の治安再生元年とするべく、県警察の総力を結集して、警ら活動の強化、窃盗犯検挙の強化推進、少年補導等、さまざまな犯罪抑止総合対策を推進中でありまして、今後とも犯罪発生マップなどの各種犯罪情報の提供、自主防犯活動の促進を目的とした各種団体との連携、交番機能の強化などの犯罪抑止活動を強力に推進していくほか、少年問題につきましては、児童生徒を犯罪から遠ざけ、また被害から守るため、関係機関と連携をとりながら、少年ガード・アンド・サポート大作戦を実施していくなど、少年警察活動をさらに強化していく所存であります。また、殺人、強盗などの重要犯罪をはじめ、組織犯罪、外国人犯罪につ

きましては、新たな捜査手法、捜査支援システムの研究、導入や、捜査力の集中運用による初動捜査の強化、情報収集の一元化、所要の体制整備などにより、対応の強化を図っていくこととしております。

また一方で、交通事故抑止対策につきましても、交通事故総量の抑制を基本理念に、交通安全教育の実施、交通環境の整備、交通指導取締りを推進しておりまして、今後もこれらの活動を強力に推進していきたいと考えております。

また、特に治安基盤の強化の面であります。六月定例県議会におきまして「警察官の増員に関する意見書」を採択いただいております。激動する社会情勢等に的確に対応するために所要の要求を行うとともに、民間活力等、アウトソーシングの活用も含めて、警察組織、業務のあり方について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（国中憲治） 十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） それぞれにお答えいただきまして、丁寧にご回答いただきました。ありがとうございました。

まず、ケーブルテレビ事業についてですが、私にとりましてはケーブルテレビといったら、もう奈良テレビがしっかり見える、京都テレビ、大阪テレビがしっかり見えるというぐらいの認識しかございませんけれども、これから二十一世紀の中では、大いにこれを活用して行政サービスに一層の充実を図っていけるものということが今よくわかりました。そういうことに一層努めていただきたいと思います。ということ、本当に便利なものに対してはいろんな弊害が出てくるかもわかりませんが、そのときにもまた速やかに対応できるように勉強していただいて、充実していただきたいと思います。

次に、少子・高齢化の中で、子育て支援センターの活性化についてお答えいただきました。昨年、私は少子・高齢化社会対策特別委員会の委員長をさせていただきました。少子・高齢化、ストップ少子化というのは本当に特効薬がないというのは、一年間つくづく感じたわけでございますけれども、そんな中で少しでも緩和できるようにというこの地域子育て支援センターに対しては、私たちも、本当にうまく機能していったほしいな、そういう思いでいっぱいです。特に橿原市なんかは広い地域でございますので、本当に子育てのお母さん方のニーズにこたえられるように、先ほどお答えいただきましたが、配置についても、またいろんな意見集約についても、ぜひその辺をしっかりとデータのまとめでいただいて、新しい事業をするときには、そういうものをしっかりとその事業に加えて役立てていったほしいな、そういう思いでいっぱいでございます。

あと、つどいの広場事業というのは、橿原市で行っていただいておりますが、二、三回訪れました。非常に和やかに親子、また子ども同士の会話とか遊びを見させていただいて、これはうまく機能しているし、きつとうまくいい展開になっていくだろうなと期待しておりますので、一層のお取り組みをお願いいたします。

次に、中小企業支援センター移転後のことも聞かせていただきました。利用者が随分ふえているということでございます。景気が少しずつ回復というようなニュースもありますけれども、まだまだ本当に景気回復をしているのかなという疑問は十分にあるわけで、私たちの周りにもやっぱり、倒産したという方がたくさんおられると、そういうニュースを聞くと、やっぱり心が痛みます。そういうことになるまでに何とかこういうところを訪れて、支援をしていただく体制をとるように、このセンターの十分なPRをしていただいて活用していただけるように今後とも、まあ私たちもこういうセンターがあるということは皆さんにしっかりとPRをしていかなければならないと思いますけれども、その辺もあわせて今後の充実した活動をお願いしておきます。

そして、橿原市の県道の整備状況でございますが、橿原市は比較的改良率が良好だというお答えをいただきました。いろいろ考えてみますと、以前はすごい渋滞していたあの橿原警察の付近は、大分緩和されてきたなという思いはいたします。けれども、一六九号とか二四号、特に橿原市は渋滞するというイメージが非常に強くて、もうそれは払拭されていない、これは何でかな、こうして改良率がいい割にはそういうイメージが払拭されないのはなぜかなと思って、先ほどから聞いておりましたら、ひょっとしたら橿原市以外の周りの道、道路のそういう整備が少しくおくれていて、なかなか逃げ道というのか、渋滞が緩和されない理由の一つなのかな、そういう意味では、先ほど奥山議員の質問にありましたけれども、中和幹線、香芝の方もしっかりと整備していただいたら、この橿原ももっと改良率、渋滞が緩和されるんじゃないかな、ともどもに整備を一日も早くしていただきますようにお願い申し上げます。

そして最後に、警察本部長、緊急治安対策プログラム、詳しくお答えいただきました。私も本当に質問の中で申し上げましたように、総務警察委員長を拝命して、何とか、何か一つでも思いながら活動しているような中で、こういうプログラムをしっかりとまた県のそういう対策の中に入れていただいて、頑張っていただきたいなと思います。お答えの、答弁の中にも警察官の増員ということがありました。十五年度は三十人だったんですけれども、本当はもっと、今年度はもっと力を入れて、びっくりするぐらいの増員を頑張っていただきたいなと、そんなふうに思っておりますし、そのためにも、これもまた香芝警察も同じですけれども、県民の皆さん、住民の皆さんはもうひとえに、やっぱり安心して住めるそういうまちづくりというのを、もう本当にこれが基本の願いですので、そこにこたえていただけるように日々努力はしていただいておりますけれども、一層のご尽力をいただきたい。私たちも、私たちにできることはしっかりと防いでいきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

そして、要望はもうしつこく言いませんけれども、(笑声) 次の議会のときに質問ができたときは、きっといい答弁をいただけますように期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（国中憲治） 三十六番小泉米造議員。

◆三十六番（小泉米造） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（国中憲治） お諮りします。

三十六番小泉米造議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明十月一日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、
本日はこれをもって散会します。

△午後五時一分散会